

第百六十一回国
参議院經濟産業委員会會議録第四号

平成十六年十一月十六日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 昭郎君
理事 泉 信也君
加納 時男君
小林 温君
藤原 正司君
渡辺 秀央君

委員

魚住 汎英君
杵掛 哲男君
倉田 寛之君
保坂 三蔵君
松田 岩夫君
松村 祥史君
加藤 敏幸君
木俣 佳文君
直嶋 正行君
平田 健二君
藤末 健三君
浜田 昌良君
松 あきら君
田 英夫君
鈴木 陽悦君

国務大臣

經濟産業大臣

中川 昭一君

副大臣

内閣府副大臣

七条 明君

財務副大臣

滝 実君

財務副大臣

上田 勇君

厚生労働副大臣

西 博義君

經濟産業副大臣

小此木八郎君

經濟産業副大臣 保坂 三蔵君
大臣政務官 經濟産業大臣政務官 平田 耕一君
經濟産業大臣政務官 山本 明彦君

事務局側

常任委員会専門員 世木 義之君

政府参考人

法務省入国管理局長 三浦 正晴君
外務大臣官房長 北島 信一君
財務大臣官房審議官 小手川大助君
農林水産大臣官房国際部長 内藤 邦男君
經濟産業大臣官房地域經濟産業審議官 薦田 康久君
經濟産業省通商政策局長 北村 俊昭君
經濟産業省貿易經濟協力局長 中嶋 誠君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書等の発給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省入国管理局長三浦正晴君、外務大臣官房長北島信一君、財務大臣官房審議官小手川大助君、農林水産大臣官房国際部長内藤邦男君、經濟産業大臣官房地域經濟産業審議官薦田康久君、經濟産業省通商政策局長北村俊昭君及び經濟産業省貿易經濟協力局長中嶋誠君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小林温君 おはようございます。自民党の小林温でございます。

メキシコ合衆国との經濟上の連携の強化についての原産地証明書の発給法案の審議でございますが、過去の経緯をひもとかせていただきますと、一九九九年から事前の検討が始まっていたということで、かなりの時間を掛けてメキシコとの間の合意を見たわけでございます。おかかりをいただいた関係者の皆様には大変な御苦勞をいただいたというところで、敬意を表させていただきますというふうに思うわけでございます。

前にもこの委員会でお話をさせていただいたことがあると思いますが、私、九〇年代の前半に

ワシントンD.C.の大手の法律事務所におりました。このNAFTAの実務にかかわっておりまして、私のいた事務所がメキシコ側のNAFTAの代表を務めているという関係があつて、当時、たった一人の日本人として非常に疎外感を実は覚えてこのNAFTAのメキシコとアメリカとの間の交渉を実は見ていたわけでございます。

当時の時代情勢からすると、日米間にはまだ経済摩擦がくすぶっておりまして、いつアメリカにたたかれるんじゃないかということで、日本は少し肩をすくめていたわけでもございますが、その一方で、アメリカ側は、明らかにこのNAFTAの推進を通じて、ライバル国である日本を何らかの形で外そうという動きが実はこうしたNAFTAの締結の中であつたということを私は間近で拝見をさせていただいていたわけでございます。

当時、例えばメキシコ、アメリカ国境には自動車始めたくさん日本企業のプレゼンスもありましたが、小競り合いというか、例えば割当て制とか、それから原産地規則の問題とかで、日本企業どうしていいのかわからない状況下にもあつたわけでございます。日本は、ガット、WTO体制を中心にして維持強化に努めるといのが当時の方針でもございましたし、その中で国益の確保を追求していくという方針だったわけでございます。

私、そういう日本の姿をワシントンから見えておつて、もしかすると日本というのはこの通商競争の中で時代に乗り遅れるのではないかと、ということも感じていたのも事実でございます。

当然、WTOのルールが変わつたり、あるいはWTOで扱われない分野での自由化ニーズが急速に高まったということもあつたかとは思いますが、この日本とメキシコのEPAが今まで存在しなかったことにより、我が国は四千億円の輸出の

機会を毎年失ってきたという試算がございます。こういう数字に併せて、メキシコとの貿易の中に占める割合も例えば六・一％から三・七％に下がっているということもあるわけでございますが、こういうことに至ったということは、私は、やっぱり明らかに通商外交における戦略ミスが我が国にあったのではないかとこのように思わざるを得ないわけでございます。

この点について、どうしてこういうことが生じたのか、そして、今後こういうことが二度と起きないように、FTA、EPAをめぐる問題においてどういう外交姿勢、通商政策上の姿勢を展開していく考えかということについて御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今の小林委員の御指摘は誠に重要な、このWTOあるいはEPAを考えると決して忘れてはならない大事な視点だと思っております。小林委員はもう実際にワシントンでお仕事をしながら実感としてそういう体験をされたということは、大変貴重というか、御苦労されただろうと思えます。

言うまでもなく、戦後のガット体制が、プロック経済からの脱却ということで、世界をみんなでルールを作ったオープンにやっていきましたというところでございました。ただ、これは今から、あえて私の感じとして申し上げますと、先進国中心という形で進んできたことも事実だろうと思っております。

そういう中で、ガットができたときはあれ四十七か国、四十七か国が何かでスタートしたと思えますけれども、日本とかドイツとかが入っていつて広がってまいりまして、何回かのラウンドを経て、そしていよいよウルグアイ・ラウンドになったときに、私の記憶では、日本は多国間の貿易体制というものは大事であるということでやってきたと思いますけれども、九〇年の前半ぐらいにいったんウルグアイ・ラウンドの見通しが全く立たなかった時期があつて、中座したという状況の

中で、アメリカを含めて各国が二国間にばっと走っていったわけでございます。これが文字どおり今から考えるとFTAということでNAFTAになり、また御審議いただいておりますメキシコも今や三十二の国や地域とFTAを結ぶようになっていった。

日本は、率直に申し上げて、私もその当時自民党の農林部長という立場で見ておりましたけれども、ウルグアイ・ラウンドをどうしようかということでも頭が一杯でございまして、世界の国々が二国間の最恵国の体制を作っていくと、しかもそれはガット上もWTO上も認められたわけでございしますから、正直言つて出遅れたということは事実だろつと思つております。日本は貿易立国ですから、世界じゅうの国と平和な関係に基づいて貿易を拡大していかなければならないにもかかわらず、結果的に自ら障壁を高めてしまった。メキシコにおいても、マキドローラという体制がございしましたけれども、それがNAFTAによつて廃止された後、非常に不利益を被つたということでございます。

遅かつたわけでありましてけれども、今懸命に、メキシコの重要性についてはもう、余り長く答弁すると怒られますのでやめますけれども、極めて重要なメキシコと今回EPAを結べたということは、そして御承認の御審議をしていただくということは大変有り難く重要だと思つておりますし、今後東アジアその他、積極的にやっていくことが日本経済の発展につながっていくことだといふふうに考えております。

○小林温君 一つ私、象徴的に覚えてゐるのは、そのNAFTAが合意をされた日はワシントンじゅうで至る所でパーティーが行われていました、正に戦争の勝利を祝つてゐるような雰囲気だったということ覚えてゐるわけでございします。ですから、この教訓を是非生かしていただいで、今後の通商戦争には日本は負けないぞと、こういう決意で臨んでいただきたいということをお願いをしたいといふふうに思います。

一方、世界の流れがFTAに向かつてゐるからということと、とにかく二国間のFTAをどんどん結んでいけばいいのかということでもまたないわけでございます。結局、急速に各国がFTAの重要性に気付いて、個々別々のFTAを二国間で結んだ結果、今お互いに整合性が全く取れない、かえつて、原産地規則とかその他のいろいろな問題が複雑に絡み合つて自由貿易が逆に阻害されてゐるといふ、俗に言われるスパゲッティ・ボール・フェノメノンという言葉もあるわけでございしますが、日本にとつてみれば、日本と相手国の二国間の貿易が、その自由化の度合いが高まるということももちろん重要ですけども、同時に、マルチで貿易をする諸国間の相互の障壁がどんどん低下をしていくと、これはWTOの理念でもあるわけですが、これも忘れるわけにはいけないといふふうに思ふわけでございます。

ですから、日本は残念ながら後発であると言わざるを得ないわけですが、後発であるからこそのしっかりと戦略を持つて、今FTAで先に進んでいる国が直面している問題をうまく回避できるのではないかと私は思ふわけでございまして、二国間のFTAを作つていっても最終的には非常に大きなところで枠組みが共通して存在をして、例えば東アジアを念頭に置けば、全体で質の高い自由貿易が確保される、そのために日本がどういふふうなルール作りにかかわっていくかと、あるいはいかに主導権を取つてそのルール作りにかかわっていくかということが今問われているんだろつといふふうに思います。

そこで、APECが開催を今日からされるわけでございします。大臣も行かれるのか行かれないのか、まだ難しいところのようでもございしますが、このAPECの中でFTAは一つの主要議題になつております。議長国のチリはFTA案のモデル案を提示をしたいということで、積極的に提言もしているようでございしますが、こういうモデル案がいいかどうかということも含めて、日本としてAPECの中でFTAの議論にどうかかわつ

ていかということについて御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) チリで行われますAPECの閣僚会合並びに首脳会合では、今、小林委員御指摘のように、このWTO、FTA、あるいはまたAPECの中の経済連携をどうやっていくかということが主要な議題になるといふふうに聞いております。チリはもとよりメキシコと同じようにFTA先進国でございしますから、多分積極的な提案があるといふふうに思つております。

今、スパゲッティボールの話がございましたけれども、もとよりWTOルールとFTAルールというものは別々、あるいはまたお互いにマイナスの影響を及ぼすものであつてはならない、WTO上の協定にも基づいて、そしてトータル、整合性の取れるいい発展になつていくという共通の目的にあるといふふうに考えておりますので、そういう前提でAPECでこのような議論がなされる、日本が日本の利益と世界貿易発展のためにどういふふうに役割を果たしていけるかということについて、真剣に考えながら会議が行われるものと考えております。

ちなみに、今御指摘のように、私はまだ院の御了解をいただいておりますが、何とぞよろしくお願いをいたします。

○小林温君 個人的には是非大臣に行つていただいて、堂々と我が国の主張を展開をしていただきたいといふふうにお願ひを申し上げますが、メキシコ以外、各国との交渉状況についてもお聞きしようと思つたんですが、後に回させていただいで、その今のルール作りということでございます。

各交渉、二国間の交渉の中には例外規定が当然盛り込まれるわけですが、特に原産地規則というもののその条件の中に入るわけです。これをいかに例外を少なくするか、そして透明性を持たせるか、これを質を担保するという意味では是非実現をしていかなければいけないといふふうに思ふわけでございしますが、と同時にスコープを広く

する、これは例えばバイからリージョナルな取組をしていくということも一つでございますし、それからFTAとEPAという言葉がございますが、物の取引にどちらかというと特化しますがFTAという概念に対して、EPA、もう少し広い部分で制度の構築とか経済・技術協力、そういうところまで含んで交渉ルールにおいても枠組みを作っていくということがこれからのルール作りの中で必要だと私は思うわけでございます。

昨年のAPPECの後に、新聞あるいはメディア各社が、東アジア地域でのEPA、FTA競争で日本が出遅れたと、こういう記事あるいは報道が躍ったわけでございます。中国は以前からこのアジア地域におけるFTA、EPAの推進にかなり積極的でございます、いろんなところでリードをしようというふうに思っているわけでございますが、これはやっぱり発展途上国間のFTAというものは、その授權条項の適用も事実上認められているわけでございまして、先ほど申し上げたような関税撤廃の域を超える質の高い経済連携には中国がリードしている限りならないというふうには私は思います。

ですから、日本としては、やはり将来的に質の高い東アジア全体の経済連携を目標に置く、またかつWTOにも加盟した中国にもビジネス環境の整備をしっかりと追っていく。こういう意味におきまして、日本がこの東アジア全体での経済連携の質を高めていくことを実現をしていかなければいけないというふうに思います。

こういう考え方の下に、政府が更に積極的に東南アジアへのアプローチ、まあ中国、ちよっといろいろ厄介なこともございますけれども、対中国もにらんだ上で進めていくということについてその意義をお伺いをできればというふうに思います。

○副大臣(保坂三蔵君) 大変包括的なお話で、私も参考になりました。

中国を中心とするというよりも、日本がイニシアチブを取って東アジア経済圏、EPAを構築し

ていくということは極めて重要なことだと存じております。御案内のとおり、中国が二〇〇一年の十一月、もう三年前でございますが、包括的な経済協力の枠組み協定を結びました、ASEANとの間で。そういう点では、先ほど大臣がいみじくも申し上げましたように、メキシコとのEPA協定がいささか出遅れた感があると率直なお言葉がございましたが、中国に関しましては、時期的にいえば、時系列的にいえば、確かに三年、日本は後れているような形に相なります。

しかしながら、日本は技術や資金で東南アジア各国に対しましては日常的に非常に深い通商関係を持っておりまして、そういう点では決して後れを取っていると思えません。また、小林委員お話しのとおり、中国の場合は途上国同士の協定でございますので、そういう点では例外品目が多く、非常にまだまだレベルの上では日本の目指している高レベルな総合的なパッケージということにはならないと思っております。

ただ、二〇〇一年の協定の後に、二〇〇一年、ASEAN各国と、そしてまた二〇〇一年までには新たな加盟国と順次協定を結んでいくという取決めになっておりまして、そしてまた来年の一月にはアーリーパッケージで、アーリーハーベストで農産品の一次関税引下げなどが行われますから、決して私どもは先んじているとは思っておりません。

しかし、いずれにいたしましても、EUやアメリカ、二極を見ながら、東アジア経済圏が現実的にEPAでそれぞれ結び合って自由貿易を推進していくという点では、日本はこのリーダー、イニシアチブを取っていくことを目指しております。おかげさまでフィリピンとの話も進み、またマレーシア等、そしてまた加えて韓国、それぞれ私ども交渉が進んでおりますので、これらを根っこにいたしまして、順次東アジアの中での統一ルール作り等につきましては努力していく決意でございます。

○小林温君 いずれにしても、その中国、ライバ

ルになるかパートナーになるかは別にして、対中国政策というのは念頭に置いていただきたいと思っております。

それで、時間もないので最後になりますが、いずれにしても、今FTAの動きはばらばらだということありますが、究極的には東アジア全域の統合を目指すべきだということについて実は各国間の意見は一致しているんじゃないかというふうに思いますし、その中で日本が経済統合をどういうふうに支援していくか、あるいはリードしていくかということがこれから問われるんじゃないかと思っております。そして、これを推進するためには、例えば省庁の縦割りというようなことも言われておりますけれども、そうした弊害を乗り越えて、乗り越えて、自ら司令塔となつて国益を考え、政治的な決断を行うという主体が必要になるかと思いますが、この点について大臣の決意をいただきたいと思っております。

○国務大臣(中川昭一君) 現在、四か国、それからASEAN全体と来年四月からやろうということになっておりますが、小林委員御指摘のように、それぞれ国によってやり方は違うとは思いますが、それだけでも、基本的な戦略というものをきちっと持つということは、冒頭申し上げましたように極めて大事なことでございまして、思っております。

そのためには、政府一丸となつて、そしてまた国会のいろいろな御指導もいただきながら、そして関係業界ともよく相談をしながら、そしてまた相手の立場もよく理解をしながらやっていくことが大事だろうというふうに思っております。

そういう意味で、よく御指摘いただきましたが、政府はばらばらではないかというお話がありますが、少なくとも今まで締結されましたシンガポール、メキシコに関しましては、セクターによって極めてセンシティブな部分はございましたけれども、関係各省あるいはまたトップの我々がよく連絡を取り、総理の指示、あるいはまたリーダーシップの下でやってきた、そしてまた、それによって結果が出たということは事実でございます。

す。今後とも、ますますその別の更に広い分野での交渉が今行われている国もございしますので、そういう御指摘が事実として国益に反するようなことがないように頑張っていきたいというふうに思っております。司令塔をどこに一本化するかしらないかということにつきましては、国会等の御議論、あるいはまた最終的には総理大臣の御判断になるというふうに考えております。

○小林温君 終わります。ありがとうございます。

○松村祥史君 おはようございます。自由民主党の松村祥史でございます。

当委員会、初めての質問でございます、いささか緊張しておりますが、よろしくお願いをいたします。

私は、数か月前まで地方で、自分で申しますのも変でございますが、悪戦苦闘しながら頑張る小規模事業者経営者の一人でございます。現在、日本の全事業所の九九・七％は中小企業だと言われております。そのうちの、九九・七％の九割は小規模事業者と呼ばれる方々だと。正に日本の底辺の経済を支える苗床であると思っておりますし、私もその中におりましてその自負心の下に頑張る一人でございます。

常日ごろから、日本経済において、海外で活躍できる外資獲得のできる企業と、また苗床である地域経済を支える中小零細の企業の施策と二軸があるべきだと思っております。今景気が大変、若干の上向きを見せたというものの、零細企業、中小企業にとりましてはまだ身を削る思いで苦しんでおられます。

今日は、せっかくでございます、大臣もおいででございます。中小零細企業の施策については十分な御理解を日ごろからいただいていると思っておりますが、どうか、とりわけ小規模事業者の施策においても今後十分な、よりきめ細やかな御指導をいただきますように、この場所をかりまして強くお願いをいたしまして、質問に入らせて

いただきたいと思ひます。

今回の法案は、去る九月十七日に小泉総理がメキシコ合衆国のフォックス大統領と署名された我が国とメキシコ合衆国のEPAの発効に合せて、この協定に基づく原産地証明書の発給等に関する国内制度を定めるものであると認識しております。メキシコ合衆国は一億人の人口と世界第十位の経済規模を有する成長市場であり、今回メキシコとの経済連携協定が締結され関税が撤廃されることにより、我が国企業にとっては、一説によると四千億円近い効果があると、メキシコ市場が大きく開かれることになると思ひております。日本の企業がグローバルな競争に勝ち残り、国益を確保するためにも、今後の通商戦略としてEPA、FTAなどのルールの策定への取組方も今後極めて重要になってくるものと思ひております。

北村通商政策局長にお尋ねをいたしますが、メキシコ合衆国とのFTA締結は、シンガポール共和国に続き我が国としては二か国目となりますが、シンガポールとの締結は、実質上は経済的な効果よりも我が国がFTAを結ぶことを内外に示す政治的な意味合いの方が大変強かったんじゃないかと認識をしております。

しかし、今回の交渉は、メキシコは既に三十数か国という国々とFTAを結び、言わばFTA先進国と言えるのではないのでしょうか。我が国においては農業問題等といった交渉決裂さえ危惧されましたが、それら難問を乗り越え、締結までにたどり着いたことにより、関税の撤廃、引下げにより、正に真正銘のFTAであると思ひております。

そこで、我が国のFTA、EPA戦略において、メキシコとはどのような理由で経済連携協定を締結したのか、締結したその意義や期待される効果等について伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(北村俊昭君) お答えいたします。

ただいま先生の御指摘のとおりでございます。メキシコは、世界第十位のGDPの経済大国であります。人口一億人、また北米、中米の言わば大

きなゲートウエーでございます。また、日本からも既に約三百社の企業が進出を活動をしている重要な事業拠点でもあります。

ただ、メキシコにおきましては、先ほど来御議論ございましたけれども、九四年のNAFTAの発効、さらに二〇〇〇年のEUとの、EUとメキシコとのFTAの発効に伴ひまして、日本にとつてみまると比較的高関税、大体平均で一六%の高関税が日本から輸出する場合には掛かつてくる。そういう意味での日本の輸出競争力が大きく減退をした。あるいは、FTAがないということのために、メキシコの国内における政府調達、これもかなり大規模なマーケットでございますけれども、政府調達の中で不利な扱いを受けざるを得ないと、そういった弊害が現実には表面化をしまひました。そういった中で、先ほど申しました日本から数百家の企業が進出をしていただけてすけれども、将来に不安を覚えて撤退をする、そういった事例も出てきたところでございます。

そういう意味で、言わばメキシコとの関係では、FTAを結ばないがゆえに相当な不利益が出てきたということがこのFTAを結ぶ一つの大きな根拠でございます。

また、先ほど来申しましたように、メキシコは北米、中米における大きな拠点でございます。その中で日本の企業がグローバルに活動していく際には、やはり安定的にそこで投資をして安定的にビジネスができる、そういった投資環境もしっかりと作っていかねばならない。そういった観点から、不利益を解消し、日本から進出をした企業の投資環境を安定的なものにしていくと、そういったことでこの協定に取り組んだ次第でございます。

○松村祥史君 正に真正銘のFTAでございます。どうか日本企業が活躍できますように、ますますの推進をお願いしたいと思ひます。

また、引き続きまして、原産地証明についてでございますけれども、今回、我が国企業にとつてこの原産地証明というのは大変重要なものである

と考えております。しかし、発給申請者が中小企業である場合には、申請手続など慣れないものと予測されるため、国からのきめ細やかな支援が必要であると考えております。

経済産業省においては、商工会議所を発給機関に指定する考えであると聞いておりますけれども、それはいかなる理由から商工会議所を指定することを考えるのか、お聞かせいただければと思ひます。また、手続に慣れている企業は一部にすぎず、やはり中小企業に対しては十分なPRと申請時のフォローが必要と考えますが、どのような対策や支援をお考えになられておるか、中嶋貿易経済協力局長にお尋ねをいたします。

○政府参考人(中嶋誠君) まず第一点でございますが、日本とメキシコの経済連携協定の第三十九条におきまして、特惠原産地証明書の発給の主体につきましまして、輸出締約国側の権限のある政府当局に加えまして、その政府当局が指定する団体というふうな規定されております。これは実は経緯がございまして、本協定の交渉におきましてメキシコ政府側は国、政府による発給を主張いたしましたけれども、我が国政府としては民でできることは民でという立場から交渉いたしました結果、特定原産地証明書の発給機関として発給体制に信頼の置ける団体を指定するというところで最終的に合意に至ったものでございます。

この点につきましては、我が国の商工会議所は既に戦前から原産地証明の発給業務を行っております。昭和二十八年に制定されました現在の商工会議所法の第九条におきまして、その事業の一つとして規定されております。実際、実績を見ましても、平成十五年におきまして年間約五十四万件と、我が国の原産地証明書の約九六%を発給しております。

こういふような理由によりまして、原産地証明書の発給につきましまして既に十分な知見と体制を有しておるといふことで、この協定に基づきまして指定団体とすることにつきましてメキシコ政府も了解をしております。このため、今回、日本側の原産地証明書の発給団体として指

定をすることを予定しております。

それから、第二点でございますけれども、中小企業者に対するきめ細かな配慮でございます。実際、この協定に基づきまして特惠関税の適用を受ける物品は数千品目に上ることが予想されます。したがひまして、中小企業を含めまして相当数の我が国の事業者がこの協定に基づきまして原産地証明書の発給を申請することになると思ひております。実際、この日墨の経済連携協定で品目に定められております原産地規則につきましましては、通常の非特惠の場合と異なる部分も数多くございます。例えば、工業製品の多くの品目につきましては、関税分類の変更基準という通常の基準に加えまして域内原産割合要件を導入することなどがございます。したがひまして、証明書の発給申請に必要な書類、資料につきましても従来とは異なってくる場合が増えてくると見込まれます。

このため、経済産業省といたしましては、日本商工会議所あるいは各地の商工会議所と連携しながら、この協定やこの法案の概要、あるいは証明書発給の申請の手続、それから必要書類などにつきましまして全国で事業者を対象に説明会をきめ細かく開催いたしますとともに、インターネットなどを通じて広報にも努めてまいりたいと思ひます。また、各商工会議所におきましても、証明書発給申請に不慣れた中小企業者に対しましてきめ細かな対応を行うように適切に指導してまいりたいと思ひております。

○松村祥史君 ありがとうございます。

大変きめ細やかな説明をいただきましたけれども、中小企業が中小企業たるゆえんは、簡単に思える作業ほどなかなか、時間を掛けて、手間を取ることができない、簡単に作るということができないという点の原因でございます。是非その点は御理解をいただき、十二分なPR、また手続の推進を図っていただきたいと思ひております。

さて、現在、我が国は、EPAにおいてASEAN諸国でも対フィリピン、マレーシア、先行し

て交渉を行っておりますけれども、ASEAN諸国におけるEPA交渉は、関税引下げにとどまらず、物に関するFTAから、企業でいうところの人、物、金といった投資、経済、人の移動などに幅広い分野で経済連携を強める意義があるものと思っております。

そこで、今、今後我が国のスタンスやASEAN全体とのEPAの取組について大臣の見解をお聞かせいただければと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) 恐縮でございますが、これは私の方から御答弁させていただきます。

お話のとおり、日本とASEAN、あるいはまた東アジア、従前から大変深い通商関係にございます。してみれば、各企業はASEAN全体で企業活動を展開しているわけでございますので、EPAをASEAN、対ASEAN全体に広げることが最終的な目的でございます。しかしながら、現実的にはまだまだ依然として高い関税率あるいはまた投資障壁がございますので、一刻も早く、この解消のためにはまずは話合いができることからということで、対フィリピン、マレーシア、あるいはまたASEANプラス3ということで韓国との交渉を続けてきたところでございます。

なお、ASEAN全体といたしましては、今年九月に行われましたジャカルタでの経済大臣会合で来年の五月から本交渉に入る予定でございます。二年以内の交渉妥結をめどに今頑張っております。その意味で、今回、お許しをいただきました大臣がチリに行くということは非常に大きな意味がございます。そういう点では一つの方向が出てくるものと確信している次第でございます。

○松村祥史君 保坂副大臣、ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、FTAとWTOについてでございますが、この二つの整合性を取ることは非常に重要と考えております。WTOあるいはその前身である関税貿易一般協定、いわゆるガットの基本的な理念は無差別原則であり、EPAあるいはFTAは特定の国や地域の間に

だけ関税を撤廃するというものですから、この無差別原則に抵触する可能性があり、非常に難しい問題であると考えております。また、ともすれば、先進国と途上国との経済格差が一段と広がるおそれもあると懸念されます。

そこで、大臣に、FTAとWTOについてどのような戦略で今後進めていくべきだと思えるのか、お聞かせいただければと思います。

○副大臣(小此木八郎君) おはようございます。

WTOというのは多角的貿易体制の基盤となるこれは重要な制度と、これも委員も御承知のとおりであると思っております。このWTO交渉が長期化する中で、我が国としても諸外国に後れを取ることもなくEPAに取り組む必要性があらうと思っております。

EPAとWTOはそれぞれ長所がありまして、両者を相互補完的なものとしてともに積極的に取り組んでいくことが必要であると思えます。EPAやWTOに取り組む過程で、途上国のいろいろな実情にも配慮しつつ通商交渉を行ってまいりたいと、こういう気持ちでございます。

○松村祥史君 もう時間もございませぬけれども、ありがとうございます。

初の質問ということで若干駆け足で緊張感に質問させていただきましたけれども、十分なお答えをいただいたものと思っております。今後、日本の経済が世界の中で活躍していくためには、日本の企業の育成、二軸を持って今後も取り組んでいただき、このFTA、EPA、全力を持って進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○木俣佳文君 おはようございます。民主党・新緑風会の木俣佳文でございます。

今日は、四十五分、そして後半部分は同僚議員の藤末議員に四十五分ということで、よろしくお願いを申し上げます。

まず冒頭、FTAの成立過程のことについてなんですが、今日は小林さんからもいろいろ

の話がありましたけれども、オールジャパンとしてのメリット、そしてまたオールジャパンだけじゃなくてアジアに特に中心にということだと思えますが、そのメリットを考えながら進めていかなければいけないというのは当然のことだと思えます。多分、小林さんなんかもかわつていらつしたということであれば、よくその辺の交渉過程というかが御存じだと思うんですが、私は実際現場におりませんでしたが、アメリカではやはり商工会議所とかがかなり中心になってこのFTAを積み上げていくという形になっているというふうに聞いております。

私も、もちろん経済団体に在籍した者なものですからそういう方々にもお話は伺いましたけれども、やはり産学の連携の中でこのFTAどうだろうとかいうことは何度かもちろんされているのは存じております。ただ、どちらかというと、日本

の場合は官主導の感があるという感じでございます。やはりアメリカの場合は、アメリカの場合にはというわけじゃないんですが、つまりかなり国益に準じていて、つまりFTAがもう制定されて発効したところから、もういやつとこう市場に出ているような、つまりはもうルールは自分たちが作っているから使い勝手が非常にいいというのが基本的な、どうも日本のやり方と、例えばアメリカ一国を挙げればアメリカのやり方のどうも違いがあるかなというふうに思っております。簡単に言いますと、与えられるものではなく作るものであると、これが基本的なFTAの考え方のように聞いておりますけれども、大臣はその辺りどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 基本的に、日米のFTAあるいはEPAを私なりに見ておりますと、全く木俣委員御指摘のとおり認識を私自身持っております。先ほど小林委員にもお答え申し上げましたように、日本の場合にはWTOで行っているときに九〇年代の初めにとんざをしたと。実は、アメリカもWTO中心で実は途中で途中で止めていたんですけれども、そのときにたしかウルグアイ・

ラウンドのブラッセル会合というのがちょっとぶつ壊れまして、そのときからNAFTAになつた後、例えは、今年一年でも幾つアメリカはFTAを各国と結んだでしょうか。中東地域あるいはまた豪州あるいはチリ等々と猛烈な勢いで結んでおります。オーストラリア、実はオーストラリアと結んだのにオーストラリアと非常に関係の深い、ある意味では経済が本当に一体という失礼かもしれませんが、綿密なニュージーランドとは実は交渉すらやっていない、これは非常に私は印象的だと思っております。つまり、アメリカの場合には文字どおり官民一体となつて、経済的戦略と政治戦略が一体となつてやっていること象徴だろうと思えます。

こういうところで私の感想を申し上げるのはひょっとしてはいけないのかもしれませんが、豪州とアメリカの交渉なんというのは私は何年掛かるか分からないと見ていたんですが、豪州側には若干、終わった後、不満等があったやに聞いておりますけれども、猛烈な勢いでやっていたのは、先ほど日本が経済的なメリットというようなことを申し上げましたけれども、それプラスアルファの文字どおり猛烈なエネルギーというものがアメリカを今FTA戦略を走らせているのではないかと思っております。

御指摘のとおり、決まった後は経済界から、それから法律顧問から、もちろん政府を挙げてだあつと行つて、一挙にその実経済の分野に入っていくということもございませぬ。もとより、アメリカはこういう条約等は上院が決めることになっておりますけれども、御承知のように、WTOの場合には、ファストトラックじゃなくて、何とかプロモーション・アクトという権限も政府が持つておりましてやっているとすることを考えますと、その目的設定、そしてそれに向かつてのエネルギーとスピードというのは、特にここ数年のアメリカのFTA戦略というものは物すごいものを

感じる。日本も負けないようにいいましようか、後れを取って不利にならないように今から国会あるいは経済界、各界ですね、各経済セクターとまた国民的な関心、後押しもいただきながら政府一丸となってやっていかなければならないと考えております。

○木俣佳丈君 御認識は一緒ということであるわけなんです、やはり今度の日墨のとき、それからフィリピンへ入っていく、こういったところではどうなんですか。今言われたように、いやもつと違う方法で、使い勝手がいい、FTAという言葉自体が余り経産省とか政府全体使いませんが、これは農業配慮で、EPAと呼ばば農業のこととは入っていないんじゃないかと、EPAというのは、余談ではありますが。

例えば、ちよつと余談をもう少し言えば、アメリカのFTAは日本のEPA以上にものつと広いんですよ。先ほど小林さんが反対のことを言っていました、知ってないながら反対のことを言っているのかなと思つたんですが、もつと広いんですよ。ですから、もうEPAなんて呼んでいなくて、まあ大体、グローバルに大体通じるのはFTAという言葉だと思ふんですね。ですから、そのようにしてもらいたいということ、それと、これは通告してありませんが、そのこと、もう一つは、やはり実際に使い勝手がいいような方法をやつぱり大臣なり、大臣なりにどうか、現政府なりにやはり考えて是非いただきたいと思ふんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、FTAかEPAかということですが、あえて言えば、フリートレードなのかエコノミカルパートナーシップというのかという意味で言えば、何も農業とかそういうものをあえて刺激しないためにということではないということ、是非御理解をいただいて、より広い意味で、貿易だけではなくてほかの経済関係もという意味で私どもはEPAという言葉を使つた方が適切だと思つております。

今やっている交渉、あるいはメキシコにつきましても、元々は日本にとってメリットのあるという側からのインパクトとか提言といいましようか、いろんな形であつて、話合いというのは多分民間でいろいろあつたんだろうと思ふ。さっきのメキシコでいえばマキドローが駄目になりつていうようなことがあつて、そういうところからやつていかなければ、これは日本経済全体にとつてもデメリット、大変なことになるといふこととありますが、いざスタートするときにはメキシコの場合でも、今また韓国、ASEAN三か国との場合でも産学官がまず共同研究をしまして、うとうとを一年あるいはその後、時間を掛けて、その中には特にASEANとか韓国の場合にはセンシティブと言われております農林水産関係の皆様方、人の問題も出てきております。

で、その関係の皆様方、あるいはまた我々の工業分野も含めて、民間でまづいろいろと、民間それから専門家、それから政府がトータルでいろいろと議論をしながらメリット、デメリット、そして相手の立場の理解というものを考えてやつていき、そしてその次のステップとして政府間交渉に入っていくというのが今までの日本のやり方でございます。これは私は、これではつきり言つて日本の場合には、チリやメキシコと違って三か国目、四か国目という、まだまだ、世界で百幾つ、百八あるFTA、通報されているのは二百幾つ、そうすけれども、EU拡大の関係で今百幾つが有効と言われておりますが、その中で後発、貿易立国でありながら後発でありますから、今までやつてきたことは効果のあることだと思ふ。

お互いにトータルとしてメリットがあるならばウイン・ウイン、イコール痛みを分かち合うということ、痛みをどういふにふにしてカバーをしていくかということも踏まえながら、できるだけ早くやつていくということも重要だろうと考えております。

○木俣佳丈君 まだちよつと質問をこいう感じで続行したいんですが、今日は副大臣に多く来て

いただいておりますので、先にちよつと厚生関係の、つまりフィリピンの自由貿易が控えておりますが、この関係のことについて、APPECに行かれますので、その前にとつてちよつと質問させていただきます。

新聞報道等でも言われておりますように、看護師、介護士をフィリピンから入れたいと、フィリピンの方は出したいという要請が非常に強くなつておりまして、この辺が非常に対フィリピンとの一つの大きな焦点なのかなと思つております。当然ながら高齢化は進んでおりますので、この日本でも需要はどんどん高まっております。一方だと思つておりまして、更に言えば、看護師、介護士の方々の、こいう言い方するとその業界の方も怒るかもしれません、やつぱり質的な問題ですね。これも、つまりモラルの問題というのか、大分、ちよつと首をかしげたいような方が多くなつて、実際、きてしまいました。ですから、日本がかつてサービスというのはただであると言つていた時代から、かなりサービスというのはコストが掛かる時代という感を医療の分野でも、常に私も掛けている次第でございます。

そこで、ちよつと伺いたいのは、報道では毎年百人ずつ介護士を受け入れていくというのが八月の新聞報道にあつたわけでございますけれども、しかし、じゃ介護分野でどの程度の陣容が必要かというこのものについては約百八十八万人、二〇〇七年で百八十八万人要るんだと、こいういふふうに推計が厚生省から出ております。

百八十八万人の中の百名ずつ年間受け入れていくということ、間に合わないというのが私のイメージであります、西副大臣にお答えいただきたいんですが、この百という数字も含めて、どこからその算定根拠出てきているのか、そしてこのFTAを結ぶに当たつて何か障壁があるのかどうか、その辺りお答えいただければと思つています。

療・福祉分野の人の移動という問題について、経済連携協定の交渉を進めております。その過程におきまして、相手国から要望があつたということから今、この協定の締結を促進する意味から、関係省庁と連携しながらこの検討を行っているということは事実でございます。その際に、我が国の労働市場への悪影響を避ける等のために受入れ枠の設定をしようということは今考えております。

介護福祉士の受入れにつきましても適切な受入れ枠を設定したいといふふうにも考えておりますが、先ほど先生、確かに新聞、一部新聞では百人という報道が出ておりますが、実はまず受入れ枠の設定をどうする、どうしたいのかということ、それから先ほど御指摘がありましたように、質を確保するためにどういう制度を設けたらいいのかという枠組みについて議論をすることが必要と考えておりまして、具体的な人数につきましては、そのような検討を経た上で決定をさせていただきます。

○木俣佳丈君 今のお話の中で、受入れし過ぎるとまあ社会的な不安が高まるという意味ででしょうか。ただ、フィリピンの肩を持つわけでありませんが、もうアメリカ、中東を始めとして、介護士、看護師、更にはメイドさんも非常に多くの方々が、フィリピンのGDPの一〇％がこの派遣、派遣という人材派遣というお国柄なんですね。ホスピタリティというのを第一の、何というんでしょう、国是にしているのか、こいういう国でありまして、そういう国で資格を取つた人を入れるのに、基本的に資格ある方を入れるのに社会不安が広がるというのはむしろ反対だろうといふふうに私は思つております。

むしろ問題なのは、いわゆるじゃばゆきさんといふことで問題になった、いわゆるいんさんところ、で働く方々、この方々が私は問題だと思つておりまして、日本がやっていると政策、入管行政も含めて正反対のことをやっていると私は思つていゝわけです。

是非、枠をどの程度にするのかといふのは、大

臣がせっかくAPEC等へ行かれるわけでございますので、ですから、主務大臣はこれ外務大臣になるんですか、経産大臣になるんですかね、厚労大臣になるのか、まあちよつとよく分かりませんが、せっかく閣僚級の話し合いができる場でございますので、私も下院議長等々からも強く要請を受けておりますので、是非前向きに経産大臣、御検討いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 仮にナリに行けるということになりまして、私にとりまして、パイの会談の第一のお会合したい大臣がフィリピン、プリシマ商工大臣でございます、プリシマさんとはここ一か月の間に二回ほど東京でお会いしてありますが、専らFTAが大部分の三か国に比べまして先行をしております。今も経産省の目下審議官が行っておりますけれども、そういうことで突っ込んだ話し合いをしたいと思います。

先方は、この人の問題、介護士さん等について強い御要望がございますし、今御指摘のようにフィリピンというのは人、優秀な、そして何というんですか、優しいお仕事を世界じゅうでやっている実績もございます。担当は直接的には別の省になるわけでございますけれども、その辺のことでも十分理解をさせていただきます、お互いに文字どおりウイン・ウインの成果が得られるように突っ込んだ話し合いをしたいと考えております。

○木俣佳丈君 最近、言葉で、今大臣使われたウイン・ウインの関係というのはよく使われるんですが、私は案外、貿易もそうなんですが、ゼロサムだと思つてまして、貿易赤字でも出れば、どつかがもうかればどつかが赤字になっているという話で、例えば今のお話でも、日本の看護師、介護士が損すればフィリピンがもうかるというようなことなんで、ウイン・ウインという言葉は余り好きな言葉ではないわけなんです、余計なことなんです、まあ是非進めていただきたいと思います。

ただ、時あたかもそれに合わせたように、この

日曜の一面に、介護士の資格を全部福祉士に限定をします。今、二十七万人か八万人ですか、いるこの介護士の、ヘルパーですね、ごめんなさい、介護関係に従事している二十八万人ぐらゐの方々のうち介護士を持っているのが八割ぐらゐなんです、それをすべて有資格者じゃないとやらせないというふうにするというようなことがほんとこう出るの時は時を同じくしているのかなという感じがするわけですが。

それで、入管行政の方に移りますと、今日法務の副大臣に来ていただいておりますが、一つは、看護師の場合には医療という項目で在留の資格があると、しかし資格をもらつても就労というのは四年以内に限定されるという、こういう資格だと聞いております。ただ、介護士については、そういった在留資格がございませぬ。ですから、結局、日本の介護士の試験を日本語で受けないと在留資格がない。つまりは、介護士というのは、フィリピンでそういった資格を取つていても、結局単純労働であるというところでありまして、今後どうでしょうか。入管の行政として改善をするその可能性というのはあるんでしょうか。

○副大臣(滝実君) 介護士についての御ねでございませぬけれども、おっしゃるとおり、これについては日本で改めて資格を取つていただく、こういうことになろうかと思つてございませぬ。しかし、いづれにいたしましても、今、関係省庁でこれ、どうするかというのは法務省単独で決めるわけではございませぬ、厚生労働省がどういう方針なのか、そういうことによつて法務省としては入国管理上御相談をさせていただきながら、その条件を決めさせていただくと、こういうことになろうかと思つております。

○木俣佳丈君 今、厚労省からの要請がない限りはやらないということだったんで、副大臣、どうでしょうか、そういう御要請をされる予定はありますでしょうか。つまり、マンパワー、この介護の問題で議論がいろいろ進んでいるわけなんです、保険料や給

付の話に議論が集中しております、マンパワーというところには実は余り行っておりません。これは、つまり厚生労働省が出してきた需給のバランス、マンパワーの需給のバランスにも関係があるのかなと思つておりますが、結局、バランスしていくんだというのを無理やりかなり作つていく資料に基づいて、結局はこのマンパワーのところは除外して話が介護問題に進んでいるんですが、私はどう考えても全体像として、つまりはオールジャパンとして、マンパワー的に、仮にです、仮にそこそここのところに収束をしていく可能性があつたとしても、地域的な偏在というのは、これは看護師にしても介護士にしても、これは御案内ないかもしれませんが、なければ是非現場へ行つて調査してください。愛知県だつて地域偏在がひどいですよ。ですから、そういった問題があります。

そういう中で、結局、在留資格も与えない、そしてまた入る門も狭くして、日本語で、日本語試験受からなければ要は取るもんかと、来させるもんかと。これじゃ、どんどん、いい人材はもうアメリカ、中東にどんどん取られるんですよ、結果として。その辺りはどうでしょうか。

○副大臣(西博義君) 今、介護士、介護分野における労働力が不足しているんじゃないか、特に地域的に偏在しているんじゃないかという趣旨のお話もありました。そのことは、私も田舎に住んでおりましたので、若干都市部とそうでないところとの需給の差というのは現実にはあるんじゃないかというふうな気はしておりますが、さはさりながら、全体的にはまだ介護関係の人材が不足しているという状態にないこともこれは事実でございます。

御指摘のように、今後高齢化が進展してきまして介護サービス市場が拡大していく、またサービスの質的向上が今後更に求められていくということとを考慮すれば、今後の介護職員及び介護福祉士の需要は当然全体的には増大していくというふうな認識を持っております。

その上で、今回の交渉におけるこの介護福祉士の受入れに当たりましては、業務の内容が非常に国民の一人一人の身体並びに気持ちですね、精神にかかわるということもありまして、少なくとも現在においては国内のこの労働市場に悪影響を与えないというところは避けていきたい、こういう気持ちでございます。ですから、まずは専門職としての受入れに限定させていただく、そして受入れ枠を設定させていただくという方針を持っております、しっかりと枠組みの下で優良な人材の確保を優先して対応していきたい、このように考えております。

○木俣佳丈君 今のお話の中でちよつと矛盾するかなと、こう思いますのは、例えば需給がバランスしていくということは労働市場に悪影響を及ぼさないということなんです、開放しても。だから、需給がある程度、何というんですか、均衡取れてくるということであれば、何もむやみに狭くする必要はない。ただ、私は、需給はそういうふうになんて安定していかないということでありまして、まあ広げた方がいい、要するに、どちらに行つても広げた方がいいということになるわけなんです。

要するに、いつ、先ほど中川大臣からお話がありましたように、アメリカなんかを見ればもう非常な勢いで、私はFTA推進がいいのか悪いのかということとは後でまた議論しますが、それはそれとして、やはり日本が損を余りしないような形でどんどん進めなければいけないという観点からすれば、要するに、いつまでにこのフィリピンとのFTAを結ぶのかというのは非常に大事な、まあアジアの一つの、ASEAN、特に主要国、まあASEAN5の中の一、一番、一番というか主要国の一つだと思つて、ですから、これは年限切つて、いつごろまでにどのぐらいの答えをいただけるでしょうか。どのぐらい入れると、そういうところで合意をさせたい。○副大臣(西博義君) 先ほど申し上げましたように、今即座に今の段階で何人を入れるということ

については省としても決定はいたしております。先ほど申し上げました、どういふ内容の人をどの程度というについては、一定の枠組みを考えた上で交渉の際には取り組んでいきたいという感じでございますので、枠組みが先にこれからの交渉の議題になるというふうな、枠組みといふものは、資格の問題とかいふような条件がまず交渉の主題になるというふうに考えております。

○木俣佳丈君 まあ一つの積み上げた考え方とは思いますが、しかし、そこからいいますと、大体も本当にほとんどはいれなくなるといふのが見えるんですね。まああんまりくどくどこの話をしたくないと思いますが。

是非、フィリピンは特に、私も初めて何って、まあアロヨ大統領には会えませんが、デ・ヴェネシア下院議長とか有力な方々と話していて、非常に経済的にも今困難な時期にあります。そういう意味で、早めの締結を心から希望をする一人でありますので、御尽力いただければと思っております。

じゃ、もうお二人、副大臣、どうぞ。

先ほどウイン・ウインの話等々出しましたけれども、FTAが非常に勢いで広がりを見せているということだと思えます。そういう中で、これはWTO体制の中の例外規定ということでFTAを位置させているものが、かえって極めて大きなボリユームになろうとしているということだと思えます。

戦後、戦後というのは第二次世界大戦の後の、何というんでしょうか、経済的なグローバル化という中で、じゃ本当にウイン・ウインなのかというところで考えますと、東アジアにとっては、日本が合ったのかどうかは分かりませんが、まあ間違いなく日本のおかげという、自分で我が国のことを言うのもおかしいんですが、日本のおかげでアジアは富んだということは間違いなんでしょう。ただ、例えばアフリカ、特にサブサハラの人々、それから中東、それから中東欧、こういった国々では必ずしもそのグローバルイゼーションがプラスに寄与

してないというのが、これ統計的に見えております。更に言うと、ここ三十年間見ただけで、何と経済危機と言われるその数はどのくらいあるかというと、百あるんです。経済危機というのが百。年間三つあるというんですよ。だから、じゃ、例えば戦前、四五年前に、じゃ経済危機、確かに二九年辺りの経済危機はあったと広まっておりますので、正に伝染的に広まっておりますが、世界大恐慌は別として、じゃ、そんなにたくさん経済危機と呼ばれるようなものが発生したのかなと。ちよつとこれも調べておりません。ただ、ここ三十年間で百あるそうです。

だから、やはり私は、例えばアジアの成功についてもグローバルイゼーションが成功の秘訣だということ、例えばイコールをさせるということもちよつとどうかなというふうに思いますし、果たして本当に世界の人々が幸せになるようなものなのかというの一つ、今いろいろ学ばしていただいていることなんです。

やはり、二年ぐらい前までは経産省も、大臣も含めて、先ほど来からお話がありますように、基本的にWTOルールを基軸にしてというのが、最近では、言われるのは、WTOとFTAと二本立てなんだよと、こういうお話を大体どこでも専門家はするんですね。この二本立てというのが僕も意味がよく分からないんですが、いずれにしても、これから先の日本のこの戦略として、じゃ、どういふふうには、要は世界のこの貿易投資、サービス貿易も含めて、あったらもっと幸せになるのか。

つまりは、やはり、ちよつと広い話でいえば、九月十一日のテロ、そしてまたイラクなんかも基本的に貧困のゆえにというようなことがあるわけでありまして、結局、WTOにしてもFTAにしても、いわゆる公的な介入をしながら、簡単に言えばこのルール自体が国際公共財ということであると思います。ただ、これはキンドルバーガーなんかも八五年辺りから言っているように、世界

政府がない中で国際公共財というのがどう機能していくんだという提起があります。

そういうことも含めて、そういういろんな思いの中で日本が負けちゃいけないからFTAという、どちらかというとマイナスを取り返しに行くんだと、メキシコなんかは何かそういう感じに感じられるわけなんです。そんなのでいいのかなとちよつと私は思いますが、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(中川昭一君) 三十年間で百の経済危機があったという話であります。それはそれといたしまして、今の木俣委員のお話を伺っております。確かに八〇年代までは多角的貿易体制がまずあってというのが日本の方針でありましたけれども、WTOルールに基づくEPA、FTA、二国間、あるいはASEANなんかですと、RTA、地域間といったいろんな形態があつていいんだろと思うんです。

共通のルールは百四十八か国が加盟して認めて合っているWTOルールであり、それはそれで今また改定交渉をやっているわけでありまして、まだ、確かにWTOの中にはいろいろとまだ、まだといましようか、非常に定義があいまいなものもございます。また、各国それぞれ、日本も含めてプラスになる面をできるだけやっていくということとで各国がいろいろと交渉しているわけがございますが、そういう議論と、それからもう一点、最後御指摘になりましたことにつきましてでありますけれども、後れたことは多分十数年前は事実でありますけれども、その後、シンガポール、メキシコ、今御審議いただいているこの法案、そしてフィリピン、ASEANの国々、それから韓国、それからASEAN全体、そしてまた、私は、基本的にはよほどの問題のある国以外は、貿易立国としては、やっぱりお互いにプラスになるということであれば積極的に経済的な関係強化をしていくべきだというふうに考えております。

もちろん、おっしゃられたように、私はゼロサムだとは思っておりませんけれども、申し上げているのは、ウイン・ウインというのは逆に痛みを伴うということもセットですよということを使っているわけでありまして、先ほどのフィリピンの人の問題なんというのは、私は、厚生省が先ほどお答えになつていのは、あくまでもウイン・ウインの関係を前提にしてできるだけ痛みを伴わないという範囲でのぎりぎりの御答弁をさせていただきます。

そういう意味で、これから日本も、スタートは確かに後れましたけれども、現在それから今後は、より積極的に日本のために、そしてまた相手国のために、そして世界のために私はいくつかの経済連携を積極的にやっていくべきだと思います。その場合に、そのウイン・ウイン、あるいは痛みを伴うというのは、例えば、日本とフィリピンとがやっている場合には、フィリピンというのは一人頭GDPが千ドルの国であります。しかも、先ほど御指摘ありましたように、いろいろ数字が正確じゃないかもしれませんが、私も、GDPの一分は海外からの送金に頼っているんだというふうなフィリピンの経済ということを考えたときには、日本だけが良くなるんじゃないかと、フィリピンのキャパシティビルディングあるいはまた経済や技術力や人の向上のために貢献するということも、やっぱり先進国と発展途上の国との経済連携というのは単なる物やお金や人の移動だけではなくて、メキシコにおいても技術支援なんという分野も今回は取決めたしておるわけがございますので、そういう面からも広い意味で、最終的には経済というものを目指すべきだし、そういう方向で日本は今後積極的に活動していきたい、いかなければならないというふうに考えております。

○木俣佳丈君 そうしますと、この例外規定のFTAというものがWTOという一つの枠組みの中でどういう位置を占めていくかというのがちよつと私は分からないんですね。何というか、それぞれがどういふふうになるんでしょうか。世界の

国々がWTOで共通基盤を結ぶのが面倒くさいから、もうそれぞれ二か国又は一か国と、あるエリアというふうに進んでいくんでしょか。

どういふふうに進むべきなのか、進ませるべきなのかというふうに進んでいくしやいますか。

○国務大臣(中川昭一君) ですから、WTOと二国間との関係というのは、確かにウルグアイ・ラウンドも十年掛かったわけですね。十年近く掛かった。七年ですか。七年掛かったわけでありまして、現在のドーハ・アジェンダも二〇〇〇年からやっております、まだモダリティーまで行っていないという状況ですから、大変これは時間が掛かる。文字どおりセクターが何次元あるか分かりません。昔は七次元と言っておりまして、七次元百四十八次方程式みたいなものを答を求めると大変なことに、作業になるわけでありまして、でもこれはこれでやっておりますから、いや、もう我々にとつてメリットがないからWTOなんかどうでもいいやということがあつてはならないということを進めていくことは、先進国である日本にとつてはこのことは極めて大事な日本の責務の一つだろうとは思っておりますから、そういう意味で、今もジュネーブでは事務的な交渉がかなり突っ込んだ形でやられているやに聞いておりますけれども、いよいよ来年の十二月に向けて、次の目標に向けてこれからアメリカやEU等々の新しい我々のカウンターパートがどんどん決まっていって中々動き始めていくと思ひます。

他方、FTA、EPAにつきましても、これはWTOの中でいろんな例外があります。途上国に対する例外もあれば新規加盟国に対する例外もあります、二国間の例外もあるということでございますから、そのWTOかFTAかということではなくて、マルチのルールとバイの特別のルールとは整合性を持たせなければいけません、それを前提にやっていく。もう委員御指摘のとおり、仮にこのメキシコとの間が決まってWTOに譲許したときに、ほかの加盟国が文句を付けてそれが認められたら、これはまた内容を変えていかなきゃいけないという、お互いWTO加盟国のメンバーとしてのそういう義務もあるわけでございますから、そういう意味で二国間というものと同じように大事。それから、WTOは、二国間さやうにいけば、そんなものは面倒くさいからいいんだというものでもない。両方とも求めていくことが特に貿易立国である日本にとつては重要なことだと思っております。

○木俣佳丈君 時間がだんだんなくなつてまいりました、WTO自体のいろいろ定義を見ておきますと、面白いことが、先進国、途上国同士の授権条項、つまりは例外規定、FTAを結ぶ場合の十年、九〇%というふうなものが除外される。例えば、授権条項が適用されるような途上国という位置付けがあるんですが、ところが途上国の定義がないと、これが非常に、これが不明確なんですね。

例えば、こんなことは正に釈迦に説法であります、円借款は、例えばパーキヤビタ三千とか無償は千四百とか、例えば日本なりに、又は世界銀行なりに途上国の定義というのをこうしておるんですね。ところが、WTOにはないということ、是非、APECの場合ではないと思ひますが、次なるジュネーブに行かれたときに、大臣からも明確な定義をしらうだということをおっしゃっていただきたいんですが。

○国務大臣(中川昭一君) おっしゃるとおり、途上国に定義がないから自己申告制になつております。時々、OECDに入つて、いわゆる先進国クラブに入つて、私のところは農業は途上国、でも工業では先進国というふうな使い分けをやっておりますから、親しい関係になつたときには相手の大臣に、ちよつとそれは都合が良過ぎるんじゃないのかというところは問うておきます。正式の会合でも言つたことございます。

ただ、今回のドーハ・アジェンダが百四十八か国のうち、もういづれ途上国と名のつてゐる国が百数か国までなつてゐるという現状は私は確か

におかしいとは思ひますけれども、現状、定義がない。LDCについては定義があるわけでありまして、私も途上国ですと云つて、途上国のグループ、G90とかG33とかG20、いろいろあるようでありまして、それぞれみな途上国としてやつてゐるというの、特にグレーゾーンの途上国は、ちよつと正直言つて、まあこういう国会の場ですから言葉を選ばなきゃいけないんですが、なかなか、あなたが途上国ですかというふうには何回か直接申し上げたことございますし、今後も私は言い続けたいというふうに進んでおります。

○木俣佳丈君 是非、ジュネーブでそういうお話をしていただきたい、し続けていただきたいと思ひます。

あと、シンガポールとの、JSEPAなんですかね、フォローアップということで、大臣もいろいろ見直しも含めて考えたいという報道がありますが、どの辺りを考えたいのか。そしてまた、特に日星と例えば米星との間だと差がやはりあると感ずるわけでありまして、その辺りはどのようにお感じになるか、ちよつとお伺ひします。

○国務大臣(中川昭一君) 何といひましても、日本にとりましては初めてのFTA、EPAを結んだのがシンガポールでございまして、そういう意味で、毎年レビューをし、五年ごとに協定そのものも見直すというルールになつております。毎年やっておりますから、いろいろと動き出した後、お互いの国にとつてこういうことをしたいということ、あるいは両方がこういうことをしたいということが出てきております。その一つは、やっぱり原産地規則がいろいろなやり方があるということ、お互いによりプラスになるようなこと

等が既に議論になつておりますし、その辺は率直に話し合つて、そのタイミングの時期に意見交換したいと思つております。

○木俣佳丈君 もう時間が来ておりますけれども、もう一問だけ金融関係の御質問をしたいと思ひますが、日星の間のもとの米星との間で圧倒

的な違いがあるのはやっぱり金融関係、決済機能、国内の決済機能。簡単に言つと、フルバンキング機能のステータスを米企業に与えるか与えないかということが圧倒的な差であるということが専門家が言つてゐることでありまして、是非、円の国際化ということと、それと、すべて一致するような話になるかならないかは分かりませんが、しかしアジア危機からの教訓ということも含めて、やはり日本の企業がフルバンキングのステータスをアジア地域で持つて、円の決済機能、決済の価値としての円がどこまで膨らんでいくかというの、私はちよつと十分に今のこの時点では分かりませんが、しかしやはりアジアは円だというぐらゐの方向性を付けるための一つとしてそういう機能を果たさなきゃいけない。

さらには、今、大臣がおっしゃつたような、例えばシンガポールというのは、貿易というものの自体を、ある意味で、何といつたらいいんでしょうかね、規定してゐる。つまりは、マレーシアで全部組み立ててシンガポールから出す、これもFTAのその範疇に入るんです。ところが、日本は六〇%付加価値基準とかいろいろと言つて、結局、シンガポールで組立てて、付加価値六〇%以上付けないと駄目なんという、こういうところ

で終わつてゐるわけですが。

いづれにしても、金融担当副大臣から、この辺、フルバンキング含めて、金融のアジアでの在り方、またFTAの中での在り方、こういうところを、両副大臣に来ていただいておりますので、財務副大臣からは、国金局がやはりなくなつたこととかなり金融、国際金融の機能低下ということが言われておりますので、その辺りを短くお答えください。

○副大臣(七条明君) 今、先生の方からFTA、金融の場合は、これサービスということもありまして、本来は経済連携協定のEPAという交渉だと、こういうふうに進んでおりますけれども、その中で金融庁としては今まで積極的に取り組んできたところでもございます。

特に今、円とドルとか、円と、対、向この国との関係ということも含めて考えていきますと、これはもう個別な問題でございまして、その都度その都度積極的に前向きな発言をさせていただきやならないと、こう考えておりますけれども、例えば二〇〇一年の十月に行われましたシンガポールとのEPAの交渉の中で、シンガポール側は、保険会社に対する出資比率、出資の基準比率を、四九%を撤廃をしてこれ一〇〇%まで持つていったと。こういうようなことも含めまして、WTOでの自由化水準を上回る自由化を約束をさせたと、日本にとってはこれはプラスの方に出てきたわけでありまして。

ですから、メキシコの交渉も含めて、同様のよう、これからの積極的な、あとこれから四か国、今タイ、マレーシアあるいはフィリピン、韓国ということもありますが、金融に関する事が出てくる場合は、これは積極的に今までどおりやっていきたいと、こういうふうな考えておるところでございます。

○副大臣(上田勇君) 木俣委員からの御質問なんです、もう委員も十分御承知のとおり、今の所掌の関係というのはいろんな議論を経た上で決まってきたわけでございまして、金融について一元的につかさどる金融庁において、今、七条副大臣から御答弁があつたとおり、責任を持って適切に対処しているものだというふうに理解しております。

○木俣佳文君 終わります。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末でございます。私は、人生初めての国会質問でございますが、今日が、すごく緊張すると申しますか、ちよつと気合が入り過ぎています感もございまして、是非御了承いただきたいと思います。

元々、私、実はこの一月まで大学の先生をしておりまして、このたび国会の場を目指させていただきまして、一つはやはり経済外交というものをやりたいという思いがありました。したがって、今日初めての国会質問をこの経済連携協

定に当たっていただきまして本当に感謝申し上げます。と思います。

私は、なぜ経済外交に興味を持つかと申しますと、一つありますのは、やはり今、日本の安全保障というものを議論したときに、すぐ自衛隊、軍備の話になるわけでございまして、やはりこのアジア地域、国際的な安定化を図るという意味で、経済の交流、まず物の交流、そして人の交流、そして資金の交流、また情報の交流といった国境を越えたいろいろな交流が地域の安定、ひいては平和を作っていくという思いがあるからでございます。

そのような意味でも、この、皆様先ほど御質問ありましたけれども、FTAでなく、やはりEPA、経済連携協定という名前を付けられたその先見性にまた敬意を表するとともに、また非常に一生懸命働いていただいております政府の皆様へ感謝の意を表していきたく思っております。

ただ、今までのEPA、シンガポールとメキシコ、今回メキシコというわけでございまして、私から見ても、シンガポールはやはり農業問題がなく、一つのジャパ的なもの、まあ試しにやってみようというふうなもの、そしてまた今回のメキシコにつきましても、年間四千億円ぐらいの被害が想定されるということでございまして、どちらかというところと受け身じゃないかなという印象はまずあります。

ただ、今回のメキシコの経済連携協定、EPAを見ますと、やはり農業問題が入っているということでも一つ踏み出しているんじゃないかなと思っております。そういう意味では、今後、フィリピン、タイ、マレーシア、ASEAN、そして韓国といった国々と交渉する上では非常に大きな一歩じゃないかと思っております。

非常に重要なことは何かと申しますと、私、今感じていますのは、二国間協議をどんどんどんどん皆様が一生涯やっていただいているわけでございますが、一番見えにくいのは最終的なゴールが何かというのがまだはっきりしていないんじゃないかというところであります。中川大臣もおっしゃっていますように、東アジアの連携を作っていくんだということが非常に大きなゴールだと思うんですが、昨年、平成十四年十月に政府が出されたFTAの戦略を見ますと、そういうゴールがどういふものかというのがまず見えないう状況ではあります。

したがいまして、私が思いますのは、このFTAをどうアジアの安定に結び付けていくかということについて、大きなビジョン、そして戦略、それとも一つ大事なことは、やはり私自身が思いますのは、体制的なものがまだ不足しているんじゃないかと思っております。大きく、その戦略というものとそして体制についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目でございますのが、これは是非中川大臣に初めての質問でございましてお答えいただきましたんですが、日本の戦略というものにつきまして、EPA又はFTAのその意義と具体的な進め方、そして日本の国益にどうつなげていくかということをお話していただきたいと思います。ウイン・ウインという話がございまして、具体的にどんなものかということをお話をお願いたします。

○国務大臣(中川昭一君) 初めてのことで、初めての御指名をいただきまして光栄に思っています。

藤末委員の御指摘、藤末委員は経済あるいは国際経済の専門家ですから、お分かりになった上で答弁させていただきますが、日本は貿易立国でないと生きていけない。先ほど安全保障というお話がちらつとありましたけれども、世界じゅうが平和でないと生きていけない、まずマラッカ海峡がおかしくなったりホルムズ海峡がおかしくなったり中東がおかしくなったりすると、もうそれだけで日本経済は大きな打撃を受けかねない。また平和でなければ生きていけない。平和の中で豊かに生きていくためには、やはりいいものを作つて、そして世界に売っていくということでは

ければ、いわゆる先進国としての経済あるいは国民の生活というものを維持できない、これは大前提だと思っております。

そういう中で、しかし、我が方だけの理屈だけでは、これは貿易でも外交でも成り立つていけないわけでございます。先ほどから受け身、受け身というお話がございまして、確かに、積極的な二国間の経済連携というものは貿易立国としては、あるいはまた他の主要国の中では出遅れたことは事実でありますけれども、しかし、メキシコにつきましても、メキシコの国の人はいくつ十字路戦略、十字路戦略という言葉を使いますが、メキシコというのは、南北アメリカの十字路であり、中心であり、太平洋、大西洋の真ん中にいるという意味で、縦横の十字路に在る極めて重要な国なんです。

そのメキシコが、日本が困つたからメキシコに頼んでFTAやりましようというだけではなくて、メキシコも是非日本とやりたいと。メキシコにとつてみれば、アジアの入口としての日本とやることにメキシコも意味がある。お互いに意味があるから交渉をして、そしてその結果、譲り合うところ、痛みを分かち合うところもありますけれども、ツールとして、先ほどお話をしました、世界第十位の経済規模、貿易量のメキシコと、世界第二位の経済、貿易はひよつとしたら中国に抜かれたのかもしれないが、二位か三位の国が太平洋を挟んで包括的な経済連携をしていくということは、極めてこれは意味のあることだというふうに考えております。

そういう意味で、今は、今度は東アジア、我々のお隣さんの国々とやっていくことが日本にとつてもプラスになりますし、その中にはいわゆる韓国のような先進国もございまして、発展途上の国々もありますので、そういう国々とお互いにいいところ、そして痛みは分かち合い、かばい合つて交渉をしていくことによって、何も数字の問題だけではなくて、相手国のいろんな進歩にも貢献できるような形で経済連携をやっていくという

ともありません。

ですから、私は、できないのではなく、やけ

次の質問に移らさせていただきたいんですが

○政府参考人（三浦正晴君）
人の移動の關係に

日本とシンガポールのEPA締結前の二〇〇〇

三、新民主主义革命总路线

さらに、日本とシンガポールのEPAにおきま

この理由として考えられますのは、推測でござ

この本協定の効果につきましては、データを更

○政府参考人（小手川大助君）

寺こ
ンガ
ポー
レは、
日本
ととも
この
或内こ

○藤末健三君　まず、人の移動につきましては、

[illegible]

そしてまた、金融につきましても、ここにテ

それは、やはり何が問題かと申しますと、当初

次に、申しまして、メキシコの話に戻ります

そこで、今回の日本・メキシコのシナリオ作り

○政府参考人(北村俊昭君) 日本とメキシコのE

先ほど来御議論ございましたように、日本とメ

検証につきましては、正に今回御議論をいただ

○藤末健三君 私がお願ひしたいのは、やはり産

具体的に調べてみますと、日本経済研究セン

そしてまた、なぜシナリオを求めるかと申しますと、外務省がやった調査によりますと、今、国民の八割がEPA関心ないというふうに言っているんですよ。なぜ関心がないかといいますと、やはり何やるか分からない、自分たちの生活にどう響くか分からないと。私にとってはすごく大事な協定だと思ふんですけれども、日本の産業構造、雇用構造を変えんという協定だと思ふんですが、将来像を示せないがゆえに国民の関心が低いという状況にありますので、是非とも経済産業省に、やっぱり業種を横断した産業政策をなされる経済産業省にやっていただきたいというお願いを申し上げます。

それを踏まえまして、今後、農業も含めました産業構造、雇用構造をどのように作っていくかというところにつきまして、大臣、中川大臣は是非御質問を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほど、まずシンガポールでスタートして農業でメキシコが入ったというお話でありましたが、あえてフィリピン、タイということになりますと、今度人の問題というところが新しく入ってくるわけでありまして、今八割の方がFTA、EPAに関心がないということとでありますけれども、人の問題になってくると大分一般の普通の人々にも介護とか医療とかで、あるいはタイで向こう側が主張されているタイ式コックさんとかいろんな話が出てきますけれども、より身近なものになっていくんだらうというふうに私は期待をしております。

産業構造につきましては、もちろん守るべき産業、そしてまたもちろん雇用全体、経済全体を維持していくということは言うまでもないことでございましてけれども、やはり日本にとって痛みを伴うといましようか弱い部分というのは経済産業省の中にもセクターとしてあるわけでありまして、これを何としても大事な産業だから守っていかねばいけない。そのためにはやっぱり、こういう結果になるかにもよりますけれども、厳し

い状況に仮になるとするならば、それに負けないだけのいわゆる産業の高度化ということを産業政策としてやっていかなければならないというふうな考えでおります。これは、多分農業についても同じことが言えるんだらうと思ひます。

あくまでも産業をどういうふうにと転換させていくかということは、先生も専門でありますけれども、こうしたいと思ふことと実際実態がどうなっていくかということはある意味では違うことも間々ありますけれども、あるべき姿、あるいはまたあつてはならないことに対してあつてはならないようにしていくために、産業政策として高度化なり、あるいはまた対策を取るなりしてやっていくということは、特にお互い意志を持ってEPAを締結しようというところが前提である以上は、その辺の配慮というものは重要になってくるというふうな考えております。

○藤末健三君 どうも大臣、ありがとうございます。

次に、ちよつと話を交えて、やはり冒頭で申し上げましたように、東アジアの経済の連携をどうするかという話にちよつと移らせていただきたいと思ひます。

私が今思ひますのは、やはり将来の東アジアのビジョン、どうあるべきかということを作らなきゃいけないということがございまして、単にEPAを締結するだけではなく、やはりODA、先ほどお話にありました金融の話、そして留学生の受入れや、あと環境やエネルギーの問題、そういうものを包括的にどうやっていくか、アジアとしてどうやっていくかということをややはり視野に入れたものを作っていくかきやいけないというふうな考えます。

そこで、ちよつと大きな話になりますけれども、やはりASEAN、マルチを含めまして、東アジアでどのような統合ということを前提にして日本は役割を持つていくかということについては是非お聞きしたいと思ひます。

り、そして中国が製造する、そして物流は韓国がやりますよということも位置付けをされていましたり、あとシンガポールでしたら、我々はアジアのハブになるんだよということを言っておりますが、そういう意味で日本の位置付けというのはどういうふうにお考えかということを是非お願いいたします。

○副大臣(保坂三蔵君) 先ほどから委員と大臣の議論を聞いておりました大変勉強になりましたが、帰するところ、日本の場合は、日本の生命線でありますところのアジアはしっかり確保しなくちゃいけない、こういう立脚点でございます。EPAをそれぞれの各国とやっていきながら、最終的に東アジア経済圏、こういう形で統一ルールを決めていくとか、あるいは先ほどから議論がありますように、ウイン・ウインといひましても、相手は発展途上国でございますから、当然、互惠互譲とはいひながらも、日本の配慮がなくてはならない、こういうこともございます。

それから、二番目には、国際戦略上の立場がございまして、そして、今申し上げたような相手国や相手地域の状況というのがございますから、そういうものをおしなべて包括的にまとめていきながら、既にNAFTAやあるいはEUでグループ化しておりますところのEPA、FTA、これらの動きよりも少しく高水準のEPAにしていく、そういう私たちが責任があるのではないだろうか、このように思っております。

なお、投資面では既に日中韓で研究会も開いております。それから、EPAに関しまして、インドとは既にワークショップを持っておりまして、研究中でございまして、次なる展望、視野も持ちながら、現在進行中でございます。

○藤末健三君 どうもありがとうございます。

例えば、先ほど申し上げましたシンガポールですと、中国とインドに挟まれている、そしてASEANの中にあるということで、やはりアジアのハブになっていくかということをおっしゃっております。その中で何が大事かと申しますと、例えば物流のハブであるということを決め、例えば空港を整備し、空港もどんどん拡充してまいりますし、二十四時間は当たり前、あと港を整備する。あと教育のハブという話もありまして、シンガポールは、外国の大学十校を誘致しているんですよ、海外から。そして、今五万人の外国人の学生が学んでいるというふうなことです。あと、金融のハブとして、シンガポールの証券取引所にもうインドの企業をどんどん上場させているとか、あと、会計士とか監査事務所を税制優遇で外国から呼んでいって、いろんな制度をやつてやはりハブとしての機能を作ろうとしている。

そのような、やはり日本がどういう位置付けでやるかということやはりはっきりしていき必要があるんじゃないかと思ひます。

それとまた、大事なことは何かと申しますと、やはり日本がこのアジアにおいて、先ほど小林議員からも議論がありましたけれども、自分たちの制度、自分たちに有利な制度をやはりきちんと普及させていくということが重要じゃないかと。先ほど議論ありましたけれども、アメリカの方では、例えばホワイトハウスが国家安全保障戦略というものを作りまして、その中に明確に、自国の法律をきちんと普及させることによってアメリカの安全保障を実現しようじゃないかということが書いてございます。具体的には、今、中東の自由貿易地域構想といったものがなされていまして、アメリカの教育省が向こうに行つてセミナーをやつたり、またマスコミに対する訓練、マスコミのやり方の訓練とか、いろんなことをやっていると。そういうやつぱり包括的な考え方がこれからどんどん重要になってくるんじゃないかと思ひます。

そのためには、やはり日本が、今まで議論あつ

たとは思ふんですけれども、省庁横断的な総合力を持つて、やはり、くどいですが、シナリオ分析とか戦略というものを作つていかなきゃならないんじゃないかと思ひます。

私は、やはりこの経済産業省には期待するものが非常に大きく、やはり業種横断的に産業政策を作るといふ役割を持つた役所でございますので、例えば先ほど申し上げましたように、ODAの話、あと金融の話、教育の話、あと環境、エネルギーとか、いろんな分野にわたるとは思ふんですけれども、是非とも所管にとられずリードをしていただきたい、分析をしてきちんとリードをしていきたいと思つております。

そのためにはやはりいろいろな制度が必要でございしますが、やはり是非お願いしたいのは、ビジョンを作る、将来どうなるかということを作り、それを検証するだけでなく、もう一つ大事なことは、やはり入管制度とか、先ほど申し上げましたように、インフラをどう整えるかといった国内の政策をそういうEPAに合わせてきちんと作っていくこと。条約を締結したからそれで終わりというんじゃなく、やはりきちんとレビューをし、またもう一つ大事なことは、入管制度を変えていく態度、体制を整えるとかいったようなことを是非ともやつていかなきゃいけない。これは政治のイニシアチブでやんなきゃいけないと思ふんですが、やつていかなければいけないと思つております。

そこで、ちょっと質問でございしますが、今、今の交渉だけでも調整だけでもない、やはり先ほど申しましたように、各省庁がもうある程度一致してやつてはいただいていると思ふんですけれども、やはり統一的なその見直し、シナリオとか戦略を行うためのやつぱり司令塔が必要じゃないかと思ひます。やはり各省庁の方々がいろいろやつていただくのは正しいともあると思ふんですよ、調整する意味で。ただ、今の状況を見ていますと、やはり調整が非常に先頭に来て次に他国との交渉という順番になっているんじゃないか

と思つていまして、是非とも司令塔的な役割をどうするかということについて大臣の見解を伺えらばと思ひます。お願いします。

○国務大臣(中川昭一君) 政府間の交渉ですから、司令塔はあくまでも内閣総理大臣であつて、その下で、日本の場合には関係各大臣がいて、そしてつと事務的なスキームになっていることは言うまでもないことでございしますが、逆に実際の交渉というのは、先ほど申し上げましたこのメキシコとか、今四か国やつておりますのにつきまして言いますと、まず産学官で実際の経済の第一線にいらつしやる方々同士が率直にここが欲しいとお互いに言い合つたり、これは駄目とお互いに言い合つたりということを数か月から一年ぐらい掛けるのと、おのずから問題点というものが、あるいはまたメリットというものが出てくるわけでございします。

我々は、こういう自由主義経済ですから、日本の経済界、これはもちろん農業とかサービスとか金融も含めてですけれども、のおやりになりたいことをバックアップするということですから、こうしろあしろというのではなくて、おやりになりたいことについてできるだけ交渉でいい成果を上げたいというのが我々の使命でございまして、それを積み上げていって、政府間交渉、正式の交渉になったときにはまたこれは積み上げてつとやつていくということでございします。

それから、先ほど大変重要な御指摘があつたと思ひますけれども、終わつた後の検証をどうするかということも非常に大事でございまして、経済産業省としては、これは内部の検討会みたいな一度やつたことがございまして、メキシコについてはどうだったんだらうかというようなことをやりましたし、また、各省おやりになっていると思ひます。

これも総合的に、今後総合的な、今回のFTTA、メキシコとのEPAの交渉結果、それから今後のフォローアップというものを政府全体としてやつていくことが必要でありますし、それが次の

交渉にも役立ってまいりますし、そういう蓄積が正に、日本が貿易立国としてFTTA・EPA先進国、大國と言われような国を目指すべきだと私は思つておりますけれども、そのための貴重な財産になつていくというふうに思ひますので、きつとした司令塔の下できつと産学官、あるいはまた各省、そして国会の御審議、御指導、そして国民的な御理解というものと相手方への配慮というものを総合的に判断しながら交渉を果しあるものにしていきたいと思つております。

○藤末健三君 先ほど大臣からのいろんな要望を積み上げてなさつていらっしゃる言葉も聞きしたんですけれども、私はやつぱり、積み上げも非常に重要だと思ふんですけれども、もう一つ大事なことは、やはりある程度想定される産業構造、雇用構造に引つ張つていくという発想も必要だと思ふんです。アジアとの間でどういうふうに分業が行われ、そしてどのような雇用構造になつていくかということをご想定した上でいかなければ、やつぱり小さい範囲での、やつぱり最適化というのは多分、合成の誤謬という言葉あるじゃないですか、全体としては最適じゃないという話があるんです。是非ともきちんとした分析がやつぱりやれる、やるべきじゃないかと思ひます。

今まで衆議院とかも見ていますと、USTRという議論がございまして、アメリカの通商代表部が非常に仕切つていられるべきじゃないかという話で、それに対して、閣僚会議をやつていられるいいんじゃないかということをお返事をいただいております。

ただ、やつぱりUSTRを見ますと、人数の問題もございしますけれど、一番大きいのは、USTRの下に九十の部会があるんですよ。それぞれ部会においていろいろ、農業問題がどのように将来的に展望されるかというシナリオを書いたり、やつていられる部会がございまして、やはりきちんとしたそういう分析をする部隊がやつぱり要るんじゃないかと思つております。

で、私は、やはりこの経済産業省が業種横断的

な産業政策のとりでだとしてあると思ひますので、是非とも、今若干、一つの課で八十人体制でなされていられないですか、経済連携課でやつぱり人数的にも僕はちよつと人少ないと思ひますし、一つの課でできる問題じゃないような気がしますし、またもう一つございしますのは、やはり私も昔役人やつていましたので申し上げますと、二年で大体人が替わつていくという体制で、果たして今後の長期的な視野にわたるこのEPA、ひいては東アジアの経済連携ということに対応できるかどうかということを是非とも考えていただきたいと思ひます。

それと、内部の体制を整えるとともに、また一つお願いしたいのは、やはり外部、大学とか研究機関が今一生懸命シミュレーションなどをやつておりますので、やはり内部で検討して公表できませんというものがなく、きちんと分析した上で公表していただき、そしてやはり国民の皆様がEPAがどれだけのインパクトがあるかということを知つていただくことが重要だと思ひますので、是非ともそれをなさつていただければ有り難いと思つております。

最後になりますけれども、質問としまして、是非ともこれを踏まえまして、このEPA、東アジアの地域経済連携などを旨としたEPAを進める国内体制につきまして大臣がどう思われるかということをお聞かせいただければと思ひます。お願いします。

○国務大臣(中川昭一君) あるべき産業構造というお話については、先ほど申し上げましたように、現実とあるべき姿、当為と存在みたいなものがある、あるべきものに近づけていきたい。そのために、経済産業省としても今年の五月に新産業創造戦略というものを出版しまして、これから日本が世界の中で先端、ナンバーワンにやつていける産業群、あるいはまた地域活性化のために役立つ産業群という構想を出したわけでございしますが、それを例えば東南アジアに広げていく場合には、九月にASEANに行つたときに私がASEAN

AN諸国に提唱したんですけれども、ICTタグをみんなて共通で研究をしてみようというところを提言をいたしまして、これは日本が持っている技術や商品を押し付けるんじゃないくて、日本も研究中だけれども一緒に研究しましょうよ。あるいは、コンテンツについてもこれから一緒に情報交換やったりシンポジウムやつたりしようよということ、先進国と、まあ失礼ですけども、二百ドル、三百ドルのASEANの国々もあるわけですけれども、みんなやれるところは一緒に進んでいきたいと思います。我々もこれからですと、一緒にスタートしていきたいと思います。ということが、まあ手前みそかもしれませんが、相手には非常に評価されたというふうにも思っております。

そういう中で、今後そういうものが積み重なっていつて、何といつても最も日本が一番近い、しかも経済的にも無視できないのは中国であり韓国でございますから、韓国とは今やっておりますけれども、中国についてもこれは全く、無視どころか、大変大きな、経済的な、エネルギーシユな国でございます。

ただ、先ほどちょっと申し上げましたように、WTOに入ったばかりというところで、まだまだWTO実行のプロセスのまだ過程にあると、その先に行っていない。したがって、市場ルールでありますとか知的財産権の問題でありますとか、その辺を整備していただいて、その上でより包括的な関係強化と。そして、それが日中韓でありASEANでありというふうな、点と点とがつながって面になっていくということが、一步一步着実に成果を上げていくことが最終的な東アジア全体の中での、先ほど申し上げた後発のASEAN諸国も含めて前進できるように日本が貢献できる目的達成のための戦略ではないかというふうに考えております。

○藤末健三君 どうもありがとうございます。最後にちょっと、質問する時間がありますので、最後に自分のこの意見を申し上げますと――

八分ぐらいありますかね、済みません、もう質問やります、やっぱり。

私がちょっと申し上げたいことを総括しますと、先ほど大臣から、中国、WTOに入ったばかりでこれからの出口を見るところをおっしゃっていただいておりますが、ただ一方で、アメリカとかヨーロッパを見ますと、今、知的財産権の制度をどうするかという交渉を始めているわけですよ。ですから、やはり我々日本として、中国にとつてやっぱ大事なことは何かと申しますと、制度をどう、我々日本の国にとつていい制度を中国に使ってもらうということは非常に重要だと思っております。

そういう意味で、これちょっと本場に失礼なところかもしれませんが、私は日本は少し出遅れているんじゃないかなという気がしております。なぜ出遅れるかと申しますと、やはり私思いますのは、相手の出方を見てどうやっていくということとが今の戦略なんです。実は、外務省さん、皆様が、政府が作られた戦略でございまして、やはり戦略というのは最終的な東アジアの経済圏がどうなっているかと。その中で日本はどういう位置付けにあり、日本の国富にとつて何が必要かというところをやぱり決めた上で、そこに行き着くための道筋をやぱり作らなきゃいけないと思うんですよ。それが一つでございます。

そして、もう一つ大事なことは、ゴールを決めて道を決めることと、もう一つは、きちんと、結んだEPAなんかを検証していくシナリオを作り、どういう影響があり、そして何があるか。

私はやはり経済産業省に期待しますのは、経済産業省は、一九六四年に外資法というものを撤退され、その前の年に外資法というものがなくなつたんですよ。それは何かと申しますと、諸外国のプレッシャーにより日本は資本を開放しなきゃいけないし、あと、為替管理ができなくなると。その中で、例えばもう十年後に外資が入ってくる、IBMが入ってくる、GMが入ってくるというところで、一生懸命半導体の研究開発組合を作った

り、いろんな努力をされたわけですよ。もう一度、やはりそういう意味できちんとしたシナリオを作り、何年までに何をやる、したがって、国内政策はこうあるべきだということをやはり経済産業省が言っていた方がいい、僕は、と思います。それを、シナリオを是非作っていただきたい。

それが三点目なんですけれども、シナリオを作るといってもやはり、それも経済産業省に与えられた範囲だけでなく、やはり業種横断的な産業政策をなさる経済産業省として、やはり僕は農業も農業も産業だと思っております、はつきり言つて。農業は農業という問題ではなく、やはり農業という産業です。農業という産業、福祉という産業、そういう産業としてとらえた上で総合的な産業政策というものをやぱり考えていただきたいと思ひます。

そのためには、実際に政策をやる時には、例えばODAとか、あと教育の問題、規制をどうするかとか、あと航空を、飛行場をどうするかとか、いろいろ落ちるとは思ふんですけども、やはり考えるところまでは経済産業省に首頭を取っていただきたいと思いますし、また、最後のお願ひは、やはり今、一つの課八十人体制でなされておられまして、そしてまた二年で人が替わつてくるといふ体制でございますが、少なくとも、諸外国を見ていると、私が昔、国際会議なんかに出たときに感じましたのは、みんなドクター持っているんですよ。外国の方と、アメリカと、US

TRと交渉しますと、向こうのその、例えば商務省の人とかUSTRの方はドクター持ち、博士号を持っているんですよ。この道もう十年という人が出てきて議論するんですけども、やはりなかなか勝ちにくいところではございますので、そういう意味で、具体的にこのEPAなどを戦略的に進めるという意味で、その人事体制なども是非とも考慮して強化していただきたいと思ひます。「大臣、答弁」と呼ぶ者あり。いいですか。

○国務大臣(中川昭一君) 大変、先ほどから拝聴してありますと、経済産業省頑張れということでございまして、ただ、そのまま喜んでいただけじゃなくて、緊張感を持って産業政策の今後についても取り組んでいきたいというふうな思ひつております。

ただ、先ほど新産業創造戦略という形で、これは提案型の戦略提示でございまして、まあ二十年代、三十年代のように、こうあるべきだと、こうすべしというものでもないかな。時代が少しづつ変化している中で、柔軟に、かつ先見性を持ってやつていかなければならないというふうな思ひつております。

それから、各省との関係においては、それぞれ重要なお仕事をやっておるわけでございますから、連携を取りながらやつていかなければなりませんし、また各省の日ごろからの、例えば人事面での交流でありますとか、同じ問題については常によく連絡を取つていくとかいうことをやりながら、まあ私はよく言うんですけれども、そんなことに気を遣つてつもらないエネルギーを消耗するよりも、もつと前に向かつてお互いに力を合わせていけばいいじゃないのかと。

USTRにつきましても、御指摘のように、この道何年とか、ドクターとかアンバサダーとかいう方々一杯いらっしゃる中で、我々としても優秀な人材を持っておりますんで、それを最大限活用して対抗できるように頑張つていきたいと思ひますんで、引き続きよろしく願ひいたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 時間が押しておりますので、どうぞ。

○藤末健三君 最後に、中川大臣には是非とも、昔、野武士集団と言われましたこの経済産業省の皆様を率いまして、やっぱり所管とかにとらわれず、他省庁をリードして、是非ともこの東アジアの経済連携を進めていただきたいと思ひますし、それがこの国の平和、そして繁栄につながると思ひますので、是非とも頑張つていただきたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開会

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。

午前中に引き続きまして、この日・メキシコ経済連携協定について質問したいと思いますが、また、本日は法案審議でもございますので、一部条文に則した質問をしたいと思っております。

その前に、この法律の意義について最初にお伺いしたいと思います。

私は、今回のこの原産地証明手続に関する法律は、単なる手続法ではなくて、非常に意味のある、戦略性のある法律であると、そう思っておりますし、またそう運用していかなければならないと思っております。

といいますのは、原産地証明という手続でございますけれども、必ずしも世界で一種類の手法ではございませんで、アメリカとかヨーロッパとかアジアの国々でそれぞれ違ったスタイルで運営がなされております。例えば、自己申告制といいます、輸出業者が自分でこれを申告して輸入国政府が一々チェックをする。そういう自己申告型の制度の原産地証明制度を取っている国もございすし、また、輸出国がちゃんと責任を持ってチェックをする、また輸出国の指定機関がチェックをするという輸出国型という場合もあります。さらに、その両方を組み合わせたような、輸出国でチェックをしながらも、併せて疑義があれば輸入国の人もやってくると、いろいろなタイプが

世界であるわけでありまして、今回は日・メキシコ協定の中でその一つを選ばれて、そしてこの法律にされたということは、一つの大きな戦略に踏み出したのかなと思っております。

そして、最初にお聞きしたいのは、そういう意味で、今現状で既に二百幾つかのFTAが世界で結ばれておりますけれども、ヨーロッパとかアメリカとかアジアの中でどういうスタイルの原産地証明の制度が主流となってきたのかについてお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(中嶋誠君) お答え申し上げます。

今、委員御指摘ございましたように、世界の経済連携協定におきましては、原産地証明書の発給の方法について大きく言うと三つぐらいのタイプがございます。一つは、北米自由貿易協定、いわゆるNAFTAでございますけれども、ここでは輸出者自身が原産品であることを輸入国の政府に對して証明をする自己証明制度でございます。二番目の類型は、欧州連合、いわゆるEUでございます。これは、輸出国の政府やあるいは輸出国の商工会議所が原産品であることを証明する第三者証明制度とそれからこの自己証明制度が併存しているタイプでございます。それから三番目のタイプは、ASEAN自由貿易圏、いわゆるAFTAでございますけれども、ここでは輸出国政府が原産品であることを証明する第三者証明制度でございます。

このように、三つぐらいのタイプがございますけれども、日本とメキシコの経済連携協定におきましては、第三十九条で、この特惠原産地証明書の発給につきましては、輸出締約国政府の権限ある当局又はその当該当局の指定する団体と規定しております。先ほどの三つのタイプからいいますと、三番目の、第三者証明制度の類型に該当いたします。これに基づきまして、具体的には、メキシコ側は政府の経済省が発給を予定しております。日本側におきましては、国内で既に原産地証明書の発給について十分な知見と実績を有しております商工会議所が存在しておりますので、この

商工会議所を活用した第三者証明制度を予定しております。

○浜田昌良君 ただいま世界では三つぐらいのタイプがありまして、特にアジアではこの第三者証明型という形で実施されているという話もございましたが、私は経済産業省時代に基準認証とか相互承認も担当させていただきました。あくまで輸入国がすべてを担当するというのは限界があるんだらうと。やっぱり輸出国自身がしっかりチェックをして、その結果を輸入国が受け入れていくというのが、今後、世界の貿易を活性化していく上で相互承認時代の一つのインフラとなるのかなと。また、今回、日墨協定で選ばれたスタイルがAFTA、つまりASEANのスタイルにのっとっているということは非常に意味があるんだと思っております。

そういう意味では、今後、二国間でも、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアと、こういう国々とのFTAを日本としても進めていくわけですが、今後はそれらの国々との原産地証明のスタイルをどうするかという議論になっていくわけですが、けれども、その見通しについて次にお伺いしたいと思っております。

○副大臣(保坂三蔵君) ただいま中嶋局長から御答弁申し上げましたように、経済協力協定の交渉中でございまして、向後原産地証明書をどういう形で出すかということにつきましては、大変恐縮でございますが、コメントを差し控えたいと存じております。

済みません、申し遅れましたが、いずれにいたしましても、日本の産業の、あるいはまた企業の要望を十二分にしんしゃくしてやっていくということが原則でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○浜田昌良君 確かに二国間のFTAは、相手国の意向もありますし、一概に決めて、交渉事ですから、できないことだと思っておりますけれども、やはりこれからの東アジアのFTAは重要だという御質疑が午前中も行われました。そういう

意味では、このアジア、東アジアのインフラとして一つの基準・認証制度である原産地証明の仕方を統一していくという観点もしっかり持っていたら、是非これらの国々との交渉に当たっていただきたいと思っております。

次に、日・メキシコFTAの全体についてまず質問に移りたいと思うんですが、今回の二国間協定によりまして、全体としては追加的な輸出可能性が四千億円、雇用効果が三万二千人という経済省の推計もありますが、輸出拡大で恩恵を受ける業種、地域と、輸入拡大で逆に疲弊するそういう業種、地域は異なるわけです。まあそれが異なるから反対というわけではありませんが、疲弊をしたり影響を受けるその地域経済をほかの政策でいかに補完するか、これが重要と考えております。そういう地域対策などの取組があつて初めて我が国の国民全体がFTA、EPAというものを受け入れていくと、こういう考えになるんだと思っております。

そういう意味で、牛肉、豚肉、オレンジといった農産品を含め、輸入拡大によつて影響を受ける地域を支援し得る地域経済対策は十分なのではないか。現在ですら、好調な中部、九州、東北地方に對し、北海道、四国では景気回復が遅れているという地域のばらつきが大きくなつております。今後、FTAによる輸入急増などに対して地元産業の高度化に取り組みとうとする地域には十分配慮していただきたいと思っておりますが、経済産業省の地域経済対策において、ばらつきのある地域経済をどのような対策で底上げしようと思われているのかについてお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(藤田康久君) お答えいたします。今、先生から御指摘ございましたように、この経済連携協定というものは原則としてすべての関税を撤廃するわけでございまして、海外に部品、製品等を輸出しております地域の中小企業等へのメリットは大きいものと考えております。

他方、今、先生から御指摘ございましたように、一方でセンシティブな分野を含んでいるという

うことも事実でございます。まずはこのような分野に関しましては、国内の生産基盤を含めまして、この自由化が国民経済に与える影響を慎重に見極めつつ国全体としての視点から判断をしていきたいと、かように考えているところでございます。

いずれにしても、経済産業省といたしましては、この経済連携協定の影響のいかんにかかわらず、先ほど先生から御指摘ございましたように、景気の回復が遅れが見られる地域、これたくさんございます。大分最近良くなつてまいりましたけれども、まだら模様ということはおっしゃるとおりでございます。現在この地域経済の活性化を図りまして我が国経済の活性化全体を実現していくということが極めて重要であると考えているところでございます。

このため、地域の経済とそれから雇用の担い手でございます。まず中小企業の活性化のためのいろいろなセーフティネットを始め、諸施策を今講じているところでございます。また、若年層のための雇用促進政策、ジョブカフェといったようなこともございます。また、特にこれから新しいベンチャーであるとか、それから雇用を創出するものを作っていくということで、現在産業クラスター形成というものを強力に推進しているところでございまして、今後ともこの日本の動きをウオッチしつつ、この地域経済の活性化に全力で取り組んでまいりたいと、かように考えているところでございます。

○浜田昌良君 ただいま地域経済対策について、種々のメニューがお話ございましたが、是非今後、こういうFTAを含め、影響を受ける地域には重点的に手厚い対策をお願いしたいと思っております。

今回のメキシコとのFTAで我が国の輸入拡大が予想されるものとしては、第一に豚肉やオレンジなどの農産品が挙げられておりますが、私は車製品などの工業品も輸入拡大されるんじゃないかと考えております。現在、メキシコから輸入され

ている鉱工業品のうち、今回の協定で関税が引き下げられる主な具体例とその輸入拡大の見通し、さらには国内産業への影響について、特に鉱工業品に絞ってお答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(北村俊昭君) お答えいたします。

鉱工業品の分野で、例えば貿易額の多い品目で関税を撤廃するという品目の例を挙げてみますと、化学品あるいは繊維製品等でございます。ただ実際問題、現在メキシコは既にいわゆる特惠税率の適用国であります。そういう意味では、これらの製品についても既に比較的低い関税でメキシコからの輸入が行われているということでございますので、そういった意味では、この協定そのものによって関税が撤廃されたことが直ちに今申し上げた産業に甚大な影響を与えるということはないものというふうに考えております。

もちろん交渉の過程におきましても、そういった日本の産業の実態、そういったことにも十分考慮して交渉を行ってきたわけでございますし、あるいは、したががらに置かかといったことにおいても、国内産業への影響を回避するという観点から設けておりますし、まあ万が一こういった関税の引下げ、撤廃により輸入が急増すると当該産業に大変な悪影響が起こるといった場合には、この二国間でセーフガード措置が講じることができると、そういった言わば措置も用意をしているところでございます。

そういった意味では、私どもとしては今先生が御指摘の問題についても十分配慮をして協定をまとめさせていただいたところでございます。

○浜田昌良君 ただいま御答弁いただきました、それほど急激な影響というのは今の時点では予見されないんじゃないかと、大丈夫じゃないかという御答弁もございましたし、また、いざというときにはセーフガードというものも適用できるということでございますので、引き続き動向をウオッチしていただいて、適宜適切に、また機動的に対

応をお願いしたいと思っております。

次に、細くなりますが、法案審議でありますので、法律案に則した原産地証明手続について伺いたいと思います。

今回、ある分野の輸入拡大という痛みを伴いつつも、メキシコとのFTAを締結したわけでありますから、恩恵を受ける輸出品は我が国が原産地であると、そういうことを厳正にチェックし、国内の雇用の拡大につながるよう、原産地証明手続を適切に適用していただきたいと考えております。

そこで、メキシコ向け原産地証明の申請は、第三条一項に基づき申請されることになっておりますが、現時点での予想では年間何件ぐらいの申請が、またどのような品目を中心に行われると見込まれているかについて伺いたいと思います。

○政府参考人(中嶋誠君) メキシコ向けの輸出の現状でございますけれども、件数で申しますと、メキシコの税関の調べによりますと、日本から二〇〇三年で年間約五万件程度でございます。このメキシコ向け輸出につきまして、金額ベースで見ますと八四％が有税、関税が掛かっております。それから、メキシコの税関でこの有税である品目のうち九四・二％、これは品目ベースでございますけれども、これがその今回の特惠対象品目に該当すると思われることから、結論として、この年間約五万件のうちの相当部分がこの協定に基づきまして特惠対象の貨物になると見込まれます。大体年間数万件のオーダーということでございます。

○浜田昌良君 ただいま五万件……
○政府参考人(中嶋誠君) ちよっと……
○委員長(佐藤昭郎君) もう一回。
○政府参考人(中嶋誠君) 失礼申し上げます。具体的な品目についてのお尋ねがございました。答弁漏れで申し訳ございません。

対象品目といたしましては、主な輸出品目は、自動車、それからその部分品、それから鉄鋼、それから半導体等の電子部品、その他機械類が大宗

でございます。

○浜田昌良君 品目につきまして御答弁いただきました、ありがとうございます。

今こういった、自動車とか電子部品とかそういった分野で年間五万件ほどの申請があるという話でございましたが、実は現在でも年間約五十万件の原産地証明の発給を全国の商工会議所が行っているから多分審査体制は大丈夫だろうと、そういう見方もございます。

しかし、私はそうは思っておりません。現在、商工会議所が行っております原産地証明の発給業務は、九九・九％がいわゆる非特惠のもの、つまり日本産であるからといって特別の恩恵は受けないというものでございます。逆に言えば、虚偽の申請をしても、虚偽の申請それ自体をそれほど予定していないという、そういうものでございます。今回の法律の場合は、平均一六％の関税がゼロとなるかならないかの証明が原産地証明であるわけであります。しかも、東アジアで日本が初めてのFTA締結国と、こう聞いております。ある予想では、近隣国産の虚偽の原産地証明が数多く申請されるのじゃないかとの見方もあります。

そこで、このような虚偽の原産地証明をしつかり摘発する対策が重要と考えているわけですが、現時点ではどのような品目について、どのような国からの迂回輸出が懸念されるのかについてお教えいただきたいと思っております。

○政府参考人(中嶋誠君) 現時点で、あらかじめ特定の国からの迂回輸出ということが想定しているわけではございませんけれども、いずれにいたしましても、委員が御指摘ございましたように、これからこの特定原産地証明の虚偽申請などがないようにということを厳重にチェックすることが必要だと思っております。

具体的に申しますと、原産地証明書の発給の審査に当たっては、日本の場合には商工会議所の中の専門的知識を持った職員が申請内容を審査することとしておりますが、実際に原産地証明書の発給申請時に提出されましたその商業インボイスで

ございますとか、あるいは輸出入申告書などのこの添付書類に基づいて、申請の内容とそれから協定で規定されております原産地規則とを照合いたしまして原産性の判断を行うわけでございます。その場合、必要な場合にはこの申請者にその追加の資料、例えばそのコスト明細でございますとか、あるいはその製造の工程表でございますとか、あるいは部品などの製造証明書あるいはその船荷証券、そういったようなものを提出させることとなります。

さらに、仮にその虚偽の、あるいは不正と疑われるような申請がなされた場合には、例えばその申請者が輸出業者である場合にはその申請者以外の実際に作った製造業者への照会を行うとか、あるいは、当然ながら実際の物品の現物の確認をすることがいったようなことを想定しております。それからさらに、商工会議所間同士の情報の共有、これは現在でもある程度行っているわけでございますけれども、仮にその虚偽又は不正を行った申請者に関しましては、商工会議所のインターネットを通じて商工会議所間で情報を共有することとしておりまして、仮にそのような者から申請があった場合には、審査をより厳しくするといったようなことも工夫したいと思っております。

○浜田昌良君 せっかくのFTAでございます。虚偽の原産地証明に対しては厳しく対応すべきだと思っております。

しかし、法案によりまして、虚偽申請や原産地の虚偽標章、つまりマークですけれども、の罰則は五十万円となっております。国の代わりに原産地を審査する指定発給機関、先ほどのお話だと日本商工会議所のようなのですが、そこが秘密漏えいした場合に懲役一年以下という重罰になっているのに対して、若干軽いんじゃないかと私は思うわけがあります。虚偽申請に対する抑止力を持つため、また累犯を防ぐためにも一定の重さが必要と考えますが、いかがでしょうか。

及ばないと思いますが、日本に事務所を持たない海外の法人、個人が日本国産として虚偽の原産地証明を行った場合にはどのように対応するのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(中嶋誠君) 御質問の中で、まず罰金の額についてのお尋ねがございました。これは、同様のこういった規制を持ちます他法令を踏まえて決められたものでございますけれども、こういった罰則、いわゆる罰金に加えて、本法案では、この原産地証明書の真正さを担保するために事後的に、その偽りの原産地証明書が申請された、あるいは発給されたといった場合には、発給の取消といった措置を置いてございます。これに基づきまして、更にそれを返納命令を掛ける、あるいはそれに従わない場合には更にその罰則を掛けるといったような段取りになります。全体として原産地証明書の適正な発給を担保することとしております。

それから、その次にお尋ねございました、海外の法人が虚偽の我が国発行の原産地証明書をメキシコの税関に提出した場合ということなんです。これは通常、それにかかわる輸入業者の方がメキシコの税関に提出するわけでございますけれども、そういう場合には、それが発覚すればこれはメキシコの国内法によりまして罰則の対象になり得るわけでございます。これはこの協定上もそういう位置付けになっております。

それからさらに、日本とメキシコの経済連携協定に基づきまして、メキシコ政府から我が国政府に対して、ちょっとしたおかしい案件があるんで情報提供の要請をするということがあり得ます。そういうことを認める規定がございます。こういう場合には、メキシコ政府から疑わしい証明書について、我が国政府として、この指定発給機関、これは個別の商工会議所からの申請に基づいて要件に合致した商工会議所を指定することを予定しているわけでございますけれども、そういう商工会議所とも連携をいたしまして、メキシコ側に迅速に情報提供を行うということでございます。

す。

それから、更に付け加えさせていただければ、そもそもその原産地証明書の偽造自体を困難にしようということでございます。これは現在の非特惠の場合でもある程度工夫はしているんでございますけれども、具体的には、例えば証明書を複製、コピーした場合に、特定の透かしが出るような特殊仕様の用紙を使用するとか、あるいは証明書番号を一連の、一元的に管理をしていくといったような措置を講ずるべく、これはメキシコ側と一緒に検討しているところでございます。

○浜田昌良君 ただいま、虚偽の申請対策については幾多の対策を考慮されていると、また日本とメキシコの間での情報交換システムを活用されるというお話もございましたので、是非そういう手法を活用していただいて、虚偽の原産地証明にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

一方、今回の法案では、虚偽の申請ではございませんが、証明書が発給された後でそれが日本製ではないと分かるという事態が想定されているようであります。第六条の「特定原産品でなかったこと等の通知」という条項でございます。このような条項の趣旨及びそれが必要となる背景について少し御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(中嶋誠君) 今お尋ねがございましたのは本法案の第六条だと存じます。

例えば、これは、特定原産地証明書の発給を受けた者が、後になってその物品が特定原産品でなかったことに気が付いたと。例えば輸出業者の方がメーカーからの書類をうのみにして、そのまま申請をしたんだけれども、後で何らかの事情でよくよく調べてみたらそれが誤りであったとか、事後的にそれが分かったような場合、あるいは、証明書の発給を受けるために提出した申請書の記載とか資料の内容に誤りがあったと、結果的に証明書の記載に誤りが生じたといったような場合とか、あるいは、そもそも証明書に記載された事項が事後的に後で変更されたとか、そういったことを知った場合にはその旨を経済産業大臣なりある

いは指定発給機関に通知をするということを義務付けております。

この通知を受けると、経済産業大臣は、その特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったというふうに認めますときは、当然ながらその当該証明書の発給決定を取り消すということになります。で、返納義務を掛けることとしたしまして、それに従わない場合には罰則が掛かるということになります。

こういうことを通しまして、この第六条で、特定原産品でなかったことが事後的に分かった場合に当局なり関係者にその通知を義務付けると。この通知義務違反に対してはそれ自体として罰則も掛かることになっておりまして、全体として特定原産地証明書の正確性や有効性を担保しようとしているわけでございます。

○浜田昌良君 今御答弁ございましたように、工業品の場合は幾つかの部品から構成されております。後から分かるという場合もあるわけでございまして、そういう意味では、この原産地の審査は、申請者に悪意がある場合でも、ない場合でも大変だと思っております。

ただし、冒頭申し上げましたように、この原産地証明という制度は、今後日本が東アジアでFTAを拡大していく上で一つの大きな重要なインフラとなっていくと思っております。そういう意味では、幾つか細かな点を聞かせていただきましたが、是非厳正な運用をしていただいて、今後のASEANの国々とのFTA拡大の立派なインフラとして運用していただきたいと思います。

そういう意味で、最後に、通告しておりますのでしたけれども、大臣に、今回の原産地証明の手続の法律を通じて、東アジアの一つのFTAを拡大していくと、その決意についてお伺いさせていただいて、私の質問を終えさせていただきます。

○国務大臣(中川昭一君) 今、浜田委員からいろいろ御質問、御指摘いただきましたが、この制度が文字どおり両国にとってプラスになるというた

めには、やっぱり特別のメリットをお互い同士に与え合うわけですから、そのためにはきちっとしたルールなり制度の信頼性が確保されなければいけない。そういう意味で、シンガポールはございましたけれども、大量の原産地証明が出てくるというのを前提にして、両国、メキシコの場合にはメキシコ政府ということになります。我が国の場合には日本国政府が代行することを認めた機関に証明書を発給させるわけでありまして、信頼性というのが大事だと思います。

これができることによって、今後のASEAN各国、あるいは韓国と現在やっておりますが、どういふふうにするかについては今正にこれから決めていくわけでありまして、このまたいい運用に向かつてのスタートにしていかなければなりませんので、制度をきちっと守られるように、政府としても責任を持つ立場でございますので、運用に、きちっと運用されるように対応していかなければならないというふうに思っております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

○田英夫君 メキシコという国は地理的にも遠いし、率直に言って一般の日本の皆さんからすると余りおなじみがない国かもしれませんが、今回、事実上のFTA外交と言っていると思うんですが、そのトップ、シンガポールはありますけれども、事実上のトップということになったことに対して、やはりそれは戦略があるのかなという感じをして聞いているんですが、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) メキシコというのは、先ほども、午前中も申し上げましたが、世界で十番目の経済規模の国でございます。今ASEAN一生涯懸命やっている中でこういうことを言っちゃいけないのかもしれませんが、ASEAN十か国と同じ経済規模を持っているわけでございます。それから、先ほども申し上げましたが、十路に位置する要路であり、世界の多数、三十二か国とFTAを結んでおりますので、そこを拠点としてまた先に行けるということもございます。

それから、歴史的には、明治の初めの日本の最大の外交案件でありました不平等条約というものがございましたけれども、最初に、主要国といましようか、外国で日本と平等条約を結んだ第一号がメキシコとか、関東大震災のときに大変な支援を受けた、お互い地震国家であるとか、難破船の救助をお互いにし合ったとか、そういう歴史的なこともございまして、本格的な第一号をメキシコも日本とやりたい、日本もメキシコもやりたいということ、こういう成果になったということは大変意義があると思いますし、これを今後の成果のスタートラインにしていきたいというふうに考えております。

○田英夫君 正に同感であります。

メキシコ側が既に結んでいるFTAは四十二か国に及んでいるようですが、もちろん中南米はもう軒並みですね、そしてアメリカ、それからヨーロッパに、正に今大臣言われたように、メキシコという国は、あの中南米のところにいながらヨーロッパと接し、中南米はむしろリーダーとしていっている、これはそういう意味を込めて、アジアで今度最初の日本という国が結ばれるわけで、これ、外務省もおいでいただいているかな、本当に外交上の一つの拠点、結び付くと思ふに多くの利点があるという意味があると思ふのですが、外務省からお答えいただけますか。

○政府参考人(北島信一君) お答え申し上げます。

メキシコは、今、経済産業大臣がおっしゃいましたように、世界でも有数の重要な市場であるということですから、このメキシコとの経済連携を強化することは日本にとつて大きな利益になるのみならず、これによりまして米州市場への足掛かりを築くことが期待されます。

また、メキシコでは、自由貿易協定の相手国とそうでない国を差別的に扱う政策、これを取っているものから、日本の企業がこれまで様々な面で欧米企業に比べて競争上不利な状況に置かれていたということで、こうした不利の解消に向

けてましてこの協定の締結を急いだということでございます。

○田英夫君 私の経験で一つ驚いたのは、一九六五年ですが、メキシコが呼び掛けて世界で初めての非核地帯条約というのを締結したんですね。ロブレスという外務大臣が中心になってやったんですが、非核地帯条約という考え自体、一般的にまだなかった時代。そのロブレスさんになたまたま機会があつたら、いや、それは日本の非核三原則を参考にしたんです。それにもう一つ加えて、核を持ってる国からこの地域は攻撃してはならないと、つまり中南米に核保有国は攻撃をしないという、それを条約の附属文書で約束をしたんですね。それで大変驚きましたね、そのスケールの大きさというか視野の広さというか、そんな経験がありますけれども。

この問題で今、日本政府として今後のFTA外交の一番難しいと同時に大事なところは、やはり中国だと思ふますね。大臣、午前中、大臣の方から答弁で言っておられましたけれども、これを、そこまで行く前にいろいろ韓国とかASEANとかあるわけですが、ちよつとけたが違ふ難しさがあるだろうと思ふますが、余り時間がありませんから、最後にそれだけ、この中国に対するFTAというものをどういふふうには大臣はお考えか、聞かせていただきたいと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) 私の方から御答弁をお許しただきたいと思ふます。

中国は、お話のとおり、アメリカと並んで日本にとりましては最大の貿易国でございます。まあいろいろございまして、最終的にはFTAあるいは東アジア経済圏の中で中国抜きで日本がEPAを進めていくことはできない、かように考えております。

御紹介いただきましたメキシコの交渉を進めている段階で、日本はASEAN三か国の交渉、また韓国との交渉を進めてまいりまして、おかげさまで今日、大臣が発せられることが正式に決まりましたが、これで何とかフィリピンを物にして、

そしてしっかりと協定を結んだ上で、最終的にFTAの方に掛けついでと、こういうスケジュールでおります。

中国のお話が出ましたけれども、いずれにいたしましても、後ほど御答弁あるかもしれませんが、中国に関しては、大変な相手でございますが、三年前にWTOに入りましてからいろいろ中国は関税の引下げ等各国に約束をしていることがございますから、日本としてはそういうものをしっかりと見ながら、それから、現在既に中国との経済取引、商取引をしている中で問題点が非常に多くございます。恣意的な手続の変更とか、あるいはまた知的財産の確保ができないとか、いろいろ問題はございますが、そういうものを含めて、しっかりと中国等を視野に入れながら、東アジア経済圏の中の統一的なルールを作るために努力し、そして貿易立国たる日本のバックヤードでありますところのアジアの一つのスタイルをしつかりと決めていきたい、このような強い意志で経済産業省としてはおります。

○田英夫君 終わります。

○鈴木陽悦君 最後の質問でございますので、各委員と重複する部分が多々あると思ふますが、お許しをいただきまして、単刀直入に伺つてまいります。

国内産業の空洞化が懸念される中、今回のメキシコを始めとして、今後ともASEANプラス3などFTA・EPA交渉が精力的に進められます。このFTA、EPAが真の国際競争力の強化になり得るのかどうか、FTA戦略の展望を伺いたいと思ふます。また、農業者を含めました国民的な合意形成が必要と思ふますが、その点についても併せて伺います。

○国務大臣(中川昭一君) 二点、鈴木委員から御指摘がありました。

メキシコにつきましては、先ほども答弁いたしました、ほかの方から答弁ありましたように、まず既に平均関税率一六％というハンディキャップを負っている日本であつたわけでございます。メ

キシコは、今も田先生とお話をさせていただきましたが、世界じゅうの主な国とも既に基本的には関税ゼロの世界でやっているわけでございます。そして、その中で、貿易立国として、そしてまたメキシコの位置付けが大きい中で、どんなに技術的に科学的に頑張っても一六％というハンディキャップはこれはいかにも高過ぎる、しかも以前はマキラドローといういい制度があったやつがなくなっちゃったということ、そういうハンディキャップを何としても撤去して、そして、その上で日本の技術力、生産力、人間力を生かしてやっていくという意味で、正にこれからが真の意味で、メキシコあるいはメキシコを通じての大きなマーケットの中にやっていける競争力を持った戦力に、正にスタートに付いたというふうに思います。また、メキシコも同じような考えでこの交渉をまとめたと考えております。

この交渉で、我が経済産業省の所管でも幾つかいわゆる守らなければいけない分野もございましたが、御指摘の農業につきましても幾つかあったわけでございます。最後には五品目が大きな焦点になったわけですが、ちなみに私の地元的主要作物でありますアスパラガス、カボチャも自由化を即時やったわけでございますけれども、これにつきましては、農水大臣が関係業界の皆様方とよく、状況を把握しながら、よく連絡を取りながら、そして外務大臣、私含めて三人でよく相談をしながらやってきたところでございますので、決して、関係者の皆様には満足かどうかということとはまたこれからのことも見なければなりませんけれども、説明を十分した上で、それぞれ、特に我々の日本側の守るべき部分あるいは痛みの部分については懸命に御理解をいただきたいながら交渉に臨み、合意に至ったというふうに理解をしております。

○鈴木陽悦君 中川大臣、ありがとうございます。私も農業県、秋田県の出身でございます。

現在、農水省では新たな食料・農業・農村基本計画を策定中ですが、これがF T A交渉

とどのような整合性が図られているのか。今の大臣のお話とちよっとタブの部分もありますが、私、国内農業をしつかりと整備して取り組むべきと考えるんですが、その辺のお考えを聞かせてください。

○政府参考人(内藤邦男君) お答え申し上げます。

我が国の農業をめぐる状況につきましては、消費者の食の安全、安心への関心の高まり、構造改革の立ち後れなど、そういった課題に対応した政策改革が求められている状況にあると認識しております。

このような状況の中で、現在、今後の農政推進の指針となります食料・農業・農村基本計画の見直しにつきまして、食料・農業・農村政策審議会で精力的に御検討を進めていただいているところでございます。審議会における各界各層の代表者の方々の幅広い意見を踏まえながら、食料自給率の目標、基本政策の方向につきまして、来年三月の閣議決定を目指し、全力で取り組んでいきたいと考えております。

一方、各国とのE P A、F T A交渉に当たりましては、農業の多面的機能への配慮、我が国の食料安全保障の確保に加えまして、我が国農業における構造改革の努力に悪影響を与えないよう、国内の農業政策と整合的に交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木陽悦君 農産物の関税撤廃には、生産者のみならず消費者の皆さんも多くの関心を持って注目しております。

交渉に当たって、その農産物への影響などシミュレーションは行っているんでしょうか。その点、教えてください。

○政府参考人(内藤邦男君) E P A、F T A交渉に当たりましては、農業の多面的機能への配慮、先ほど申しましたけれども、我が国の食料安全保障の確保、それから農業における構造改革の努力に悪影響を与えないよう十分留意して交渉に取り

組んでいるところでございます。

具体的には、我が国の基幹品目それから地域農業における重要品目など守るべきものを守り、譲れるものは譲るといった基本的考え方の下で、相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、個別品目の事情に応じまして関税撤廃の例外品目それから経過期間の設定などによりまして、国内農業への影響を極力回避しながら対応してまいりたいと考えております。

それに加えまして、我が国の品質の良い農産物の輸出を拡大するため相手国に對しまして関税撤廃を積極的に要求し、これまでの守りだけではなく、攻めも含めた交渉を展開することで我が国農業の健全な発展を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木陽悦君 産業としての農業というところえ方で質問させていただいております。

十三日には農水産物をめぐってフイリピンと大筋合意をしたという報道がありました。

F T A交渉では、W T Oの提案と同様に、品目ごとの柔軟性を確保した関税水準の設定が図られておりますけれども、F T Aで合意した品目などについて、今後、W T Oの交渉でもなし崩し的に自由化が進展するのではないかと農業者の皆さんの不安の声が聞かれますけれども、この不安に対してどのようにこたえていくのか、お聞かせください。

○政府参考人(内藤邦男君) お答え申し上げます。

E P A、F T A交渉は二国間交渉でございますので、この交渉におきましても、私ども、多様な農業の共存を基本理念とし、先ほど言いましたような我が国の基幹品目、それから地域の農林水産業における重要品目など守るべきものを守り、譲れるものは譲るという考え方で臨んでおります。

その際、相手国側の関心、それから競争力、品目ごとの国内事情を勘案しまして、国内農林水産業への影響を極力回避し得るよう、例外それから

経過期間等を設けているわけでございます。このように、この交渉は各国ごとの事情に応じて異なる交渉結果となっているものでございます。したがって、その交渉結果をもちまして直ちに多国間の交渉でありますW T O農業交渉の対応が決まるというものではないと思っております。

今後のW T Oの農業交渉に当たりましては、多様な農業の共存を基本理念として、引き続きまして、スイス、ノルウェー、韓国などのG 10諸国との連携を強化しつつ、途上国への働き掛けも行いながら、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールが確立されるよう、交渉に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木陽悦君 工業製品につきましては日本は大幅な輸出超過の反面、農林水産物に関しては輸入超過、これが現状でございます。

私は、農業分野がしわ寄せを被るようなF T Aであってはならないし、日本の農業者にも公平な利益がもたらされる必要があると思います。また、構造的に抱える高コスト体質の下で、農業に限らず地場産業を中心とした国内産業が国際競争力を保てなくなっている社会問題化し始めております。

今後、東アジア諸国とのE P A、F T A締結によりましてこうした傾向が助長されることがないように切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤昭郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 次に、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中川経済産業大臣。

○国務大臣(中川昭一君) アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

世界有数の貿易大国である我が国にとりまして、国際ルールに基づく自由貿易の確保は、極めて重要な課題であります。しかしながら、米国企業に、ダンピング輸入企業に対する被害額の三倍賠償請求を認めるアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法は、二〇〇〇年にWTO協定違反が確定したにもかかわらず、同法に基づき我が国企業が多額の賠償を求めて訴えられている事態に至っております。

かかる現状を踏まえ、同法に基づき提訴された我が国企業が、その訴訟によって被った損害の回復を請求すること等を可能とすべく、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、千九百十六年の反不当廉売法に基づく訴訟の被告として賠償義務を負った我が国企業等は、原告米国企業等に対し、当該訴訟により被った損害等の回復を請求することができることとし

ております。

第二に、千九百十六年の反不当廉売法に基づく我が国企業等に対する訴えについて外国裁判所が下した確定判決は、我が国においてその効力を有しないこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤昭郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等について定めることにより、同法に基づき損失を受けた者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法」とは、二千年九月二十六日に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関におい

て採択された勧告及び裁定の対象となったアメリカ合衆国の法律をいう。

2 この法律において「本邦法人等」とは、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者をいう。

(利益の返還義務等)

第三条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき外国裁判所の確定判決によって利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及ぼした者以下「受益者」という。は、その受けた利益に利息を付して返還しなければなら

い。

2 前項の場合において、本邦法人等にアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく裁判手続の準備及び追行のための代理人への報酬の支払その他の損害があったときは、受益者はその賠償の責めに任ずる。

3 前二項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、本邦法人等に対し、受益者と連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を妨げない。

一 受益者の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。)の全部を保有する者

二 発行済株式等の全部を受益者に保有される法人

(消滅時効)

第四条 前条に規定する利益の返還又は損害賠償の請求権は、三年間行使しないときは、消滅する。

(裁判管轄)

第五条 第三条の規定に基づく利益の返還又は損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

(外国裁判所の確定判決の効力)

第六条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく本邦法人等に対する訴えについてした外国裁判所の確定判決は、その効力を有

しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法が廃止されたときは、その廃止の時に効力を失う。ただし、その時までに提起された同法に基づく訴えに係る利益の返還又は損害の賠償については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。